

# 裾野市屋外広告物基本計画

平成27年9月 裾野市



# 目 次

<b>序 裾野市屋外広告物基本計画とは</b>	<b>1</b>
1) 計画の背景と目的	1
2) 計画の位置づけ	2
3) 計画の構成	4
<b>1 屋外広告物の概要</b>	<b>5</b>
1) 屋外広告物の定義	5
2) 屋外広告物規制の概要	6
<b>2 屋外広告物の現状と課題</b>	<b>12</b>
1) 定量的な屋外広告物の状況（平成23年度調査より）	12
2) 定性的な屋外広告物の状況（平成25年度調査より）	19
3) 屋外広告物の掲出に関する課題	26
<b>3 屋外広告物の規制・誘導の方針</b>	<b>27</b>
1) 基本理念	27
2) 基本方針	28
<b>4 屋外広告物の規制区分、許可基準等（条例化）</b>	<b>29</b>
1) 規制区分の設定	29
2) 禁止広告物	35
3) 禁止物件	36
4) 特別規制地域における基準等	38
5) 普通規制地域における基準等	43
6) 景観形成型屋外広告物整備地区における基準等	47
7) 許可期間	52
8) 罰則	52
<b>5 よりよい屋外広告物のために</b>	<b>53</b>
1) 誘導基準	53
2) 条例制定後の取組み	61
<b>《参考資料》</b>	<b>64</b>

# 序 裾野市屋外広告物基本計画とは

## 1) 計画の背景と目的

裾野市は、世界文化遺産「富士山」の裾野と箱根連山に挟まれ、黄瀬川等の流域に形成されたまちであり、麗峰富士の眺望などをはじめ世界に誇れる自然的、文化的景観を多数有しています。

このような素晴らしい景観を適切に保全・継承していくため、平成 22 年 5 月 1 日に景観行政団体になり、「裾野市景観形成基本計画」、「裾野市景観計画」を策定するとともに、「裾野市景観条例」を制定して景観行政に取り組んできました。

景観計画の中では、「みんなでつくろう 富士の裾野の裾模様 “あなたの思いやりが、美しい裾模様をつくれます！”」を基本目標に掲げ、屋外広告物については、「屋外広告物の景観誘導を図るため、今後、規制の区域や許可基準などを検討した上で、市独自の屋外広告物条例を定め、制限を行う」としています。

本市ではこれまで、静岡県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の許可事務等を行ってきましたが、上記を踏まえ、地域の特徴を活かした市独自の条例を制定し、屋外広告物行政に取り組むこととしました。

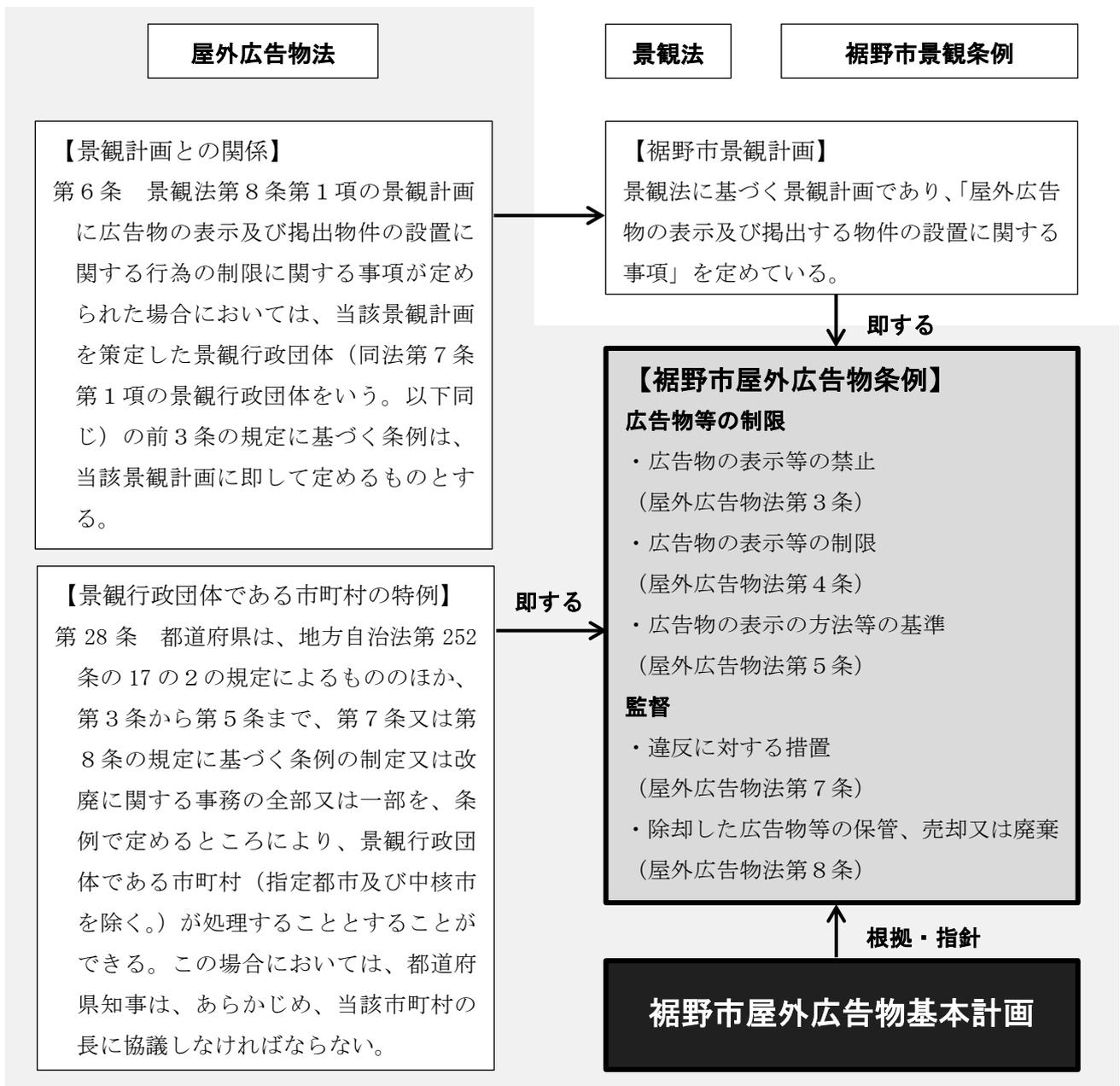
そのため、裾野市における屋外広告物の状況や課題を明らかにし、屋外広告物についての取り組みの方針や基準を示した実効性のある計画として裾野市屋外広告物基本計画（以下、「基本計画」）を定めます。

## 2) 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

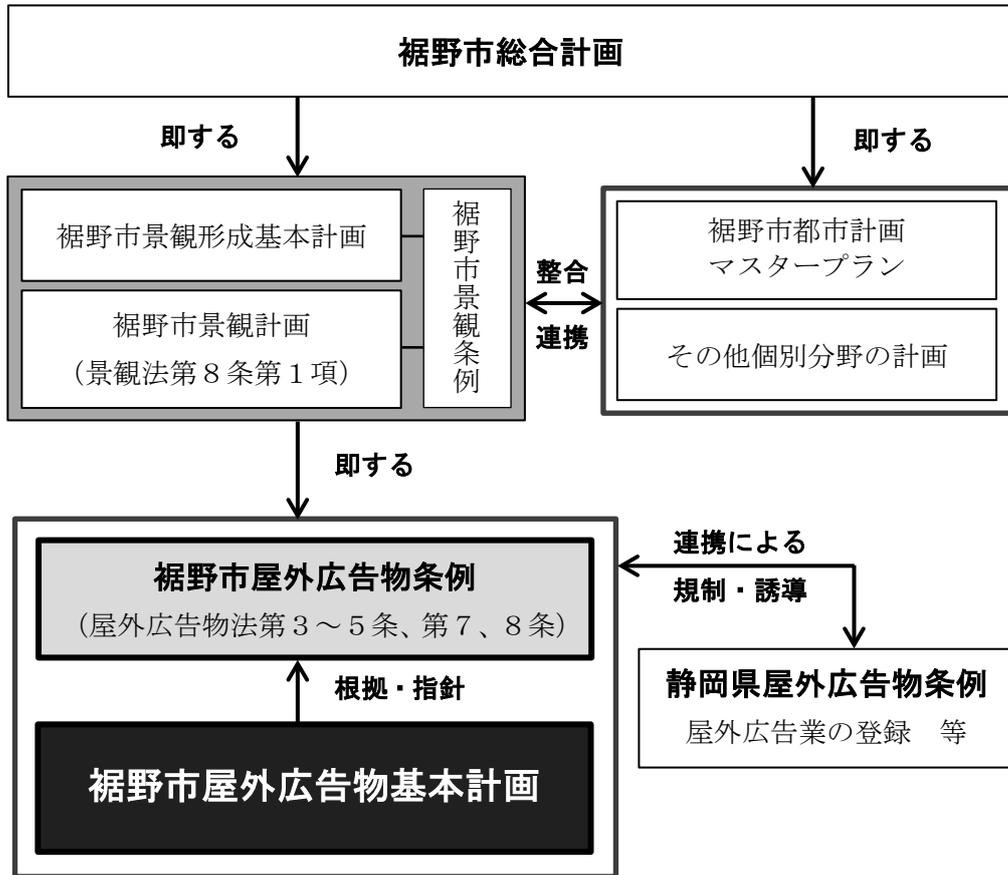
基本計画は、裾野市の屋外広告物行政の指針となるもので、裾野市景観計画に即して定められる計画です。また、「裾野市屋外広告物条例」を定める際の根拠となるものです。

「裾野市屋外広告物条例」は、定められる範囲が法律で限定されているため、屋外広告物法第9条から第11条に基づく屋外広告業の登録等については、引き続き県条例の定めによります。



## (2) 各種計画との関連

裾野市屋外広告物基本計画及び裾野市屋外広告物条例と各種計画等との関係は、以下のとおりです。



## (3) 上位・関連計画における考え方

### ① 裾野市景観計画

- ・(景観形成の基本目標)

みんなでつくろう富士の裾野の裾模様  
“あなたの思いやりが、美しい裾模様をつくります！”

- ・(要素別景観形成方針)

- 街を囲む自然を基礎とした緑あふれる景観をつくる
- 個性と賑わいある都市の顔をつくる
- 統一感と落ち着きのあるまち並みをつくる
- 市民協働によるまちづくりで裾野市の景観をつくる

・(屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項)

屋外広告物の景観誘導を図るため、景観行政団体である市町村の特例(屋外広告物法第28条)を活用し、市独自の屋外広告物条例を定め、制限を行う。

- －基準として定める内容は、屋外広告物を設置する位置、規模、個数、表示面積、形態、意匠などに関することとする。
- －基準は、地域の特性を踏まえつつ、現行の静岡県屋外広告物条例の基準に基づき、本計画で定める景観形成の方針及び景観形成基準を参考として、設定する。
- －基準は、規模を必要最小限とするとともに、色彩や意匠が斜面緑地景観、農地景観及びまち並み景観を阻害しないものとするよう設定する。
- －基準は、特に主要幹線道路の沿道景観や JR 御殿場線の車窓からの市域の景観を阻害しないものとするよう設定する。

## ② 裾野市景観形成基本計画

・(景観形成の基本的考え方)

- －裾野市の特徴を景観形成に活かす
- －地域の景観と調和する開発や建築等を誘導する
- －市民、事業者、行政の協働により景観形成を推進する

・(市独自の屋外広告物条例の制定)

- －屋外広告物は、無秩序に氾濫した場合、良好なまち並み景観を阻害する要因の一つにもなるとともに、農村景観の中に設置される大規模な野立て看板は、美しい自然景観を阻害している。
- －よって、自然景観を保全するとともに、品格あるまち並み景観を形成するため、市独自の屋外広告物に関する条例を制定し、屋外広告物の位置、規模、形態、意匠等を誘導します。

## 3) 計画の構成

- ・裾野市屋外広告物基本計画の構成は、以下のとおりです。

序 裾野市屋外広告物基本計画とは
1 屋外広告物の概要
2 屋外広告物の現状と課題
3 屋外広告物の規制・誘導の方針
4 屋外広告物の規制区分、許可基準等(条例化)
5 よりよい屋外広告物のために

# 1 屋外広告物の概要

## 1) 屋外広告物の定義

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札、並びに広告塔、広告板、建物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの、これに類するものをいいます。

1日のうち数時間でも一定の場所に表示されていれば、「一定の期間」ということになります。また、場所的な定着性を有することで、「継続して」いることになります。

### …定着性・継続性

「屋外」に掲出される広告物であるため、ショーウィンドウや電話ボックスの内側にはられたもの、バスの内側から外に向けた広告物は該当しません。…**屋外表示**

「公衆」とは、建物などの施設の管理権を有する者の支配下でないことです。公道運行中の運転手や一般歩道の通行人は「公衆」ですが、野球場や駅など構内にいる人は「公衆」ではありません。…**公衆表示**

「建物その他の工作物等」とは、煙突、塀、岩石、水道タンク等を示します。たとえば建物の壁面をスクリーン利用するものも、屋外広告物に該当します。

これらの要件に該当すれば、営利的なものであれ、非営利的なものであれ、「屋外広告物」となります。

屋外広告物とはならないものの例としては、以下のようなものがあります。

- 街頭で配布されるビラやチラシなど定着性のないもの
- 建物の内側のショーウィンドウなどから外に向けて表示されたもの
- 野球場、駅など、構内に入る特定の人を対象とするもの
- 宣伝放送など音響によるもの

## 2) 屋外広告物規制の概要

### (1) 屋外広告物規制の目的と概要

屋外広告物は、市民及び来訪者に対してさまざまな情報を提供してくれます。

しかし、屋外広告物の設置を無制限に認めると、都市や自然の景観が著しく損なわれたり、設置した屋外広告物が倒壊したり、信号機や道路標識の見通しを悪くして交通事故を発生させる危険などが生じます。

このため、屋外広告物の設置に際してルールを設け、「良好な景観の形成又は風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」を図る必要があります。

屋外広告物の規制は、屋外広告物法のほか、自然公園法や都市計画法でも行われています。

静岡県では、屋外広告物法に基づく「静岡県屋外広告物条例」を制定しています。原則として屋外広告物を設置できない地域（特別規制地域）、県知事の許可を受けることにより屋外広告物の設置が可能となる地域（普通規制地域）が指定されているほか、屋外広告物を設置したりすることを認めない物件（禁止物件）を定めています。

また、自然公園法に基づいて指定された特別地域や普通地域において、屋外広告物を掲出する場合には、国の許可や国への届け出が必要となります。裾野市の一部は、富士箱根伊豆国立公園に含まれるため、こうした地域では注意が必要です。

また、都市計画法に基づく地区計画の中で、屋外広告物の形態意匠等の制限を行うこともできます。裾野市では、裾野駅西地区、裾野南部地区で地区計画による屋外広告物の規制が行われています。

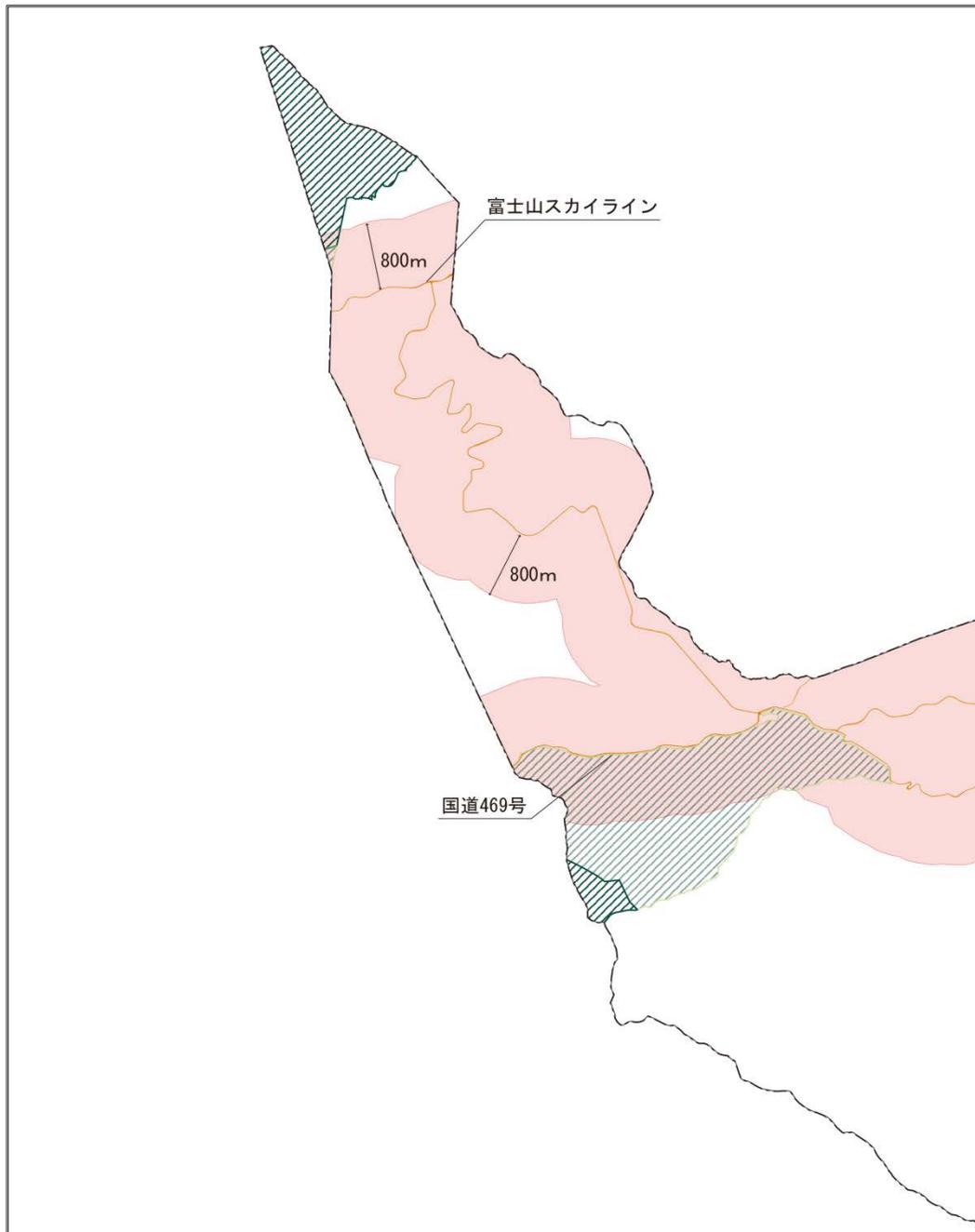
## (2) 静岡県屋外広告物条例による規制

- ・ 広告物の表示・設置を原則禁止している地域（特別規制地域）と許可制にしている地域（普通規制地域）が定められています。
- ・ 特別規制地域、普通規制地域ともに規制内容に応じて、第1種、第2種にわかれています。
- ・ 規制内容と本市での指定状況は、以下のとおりです。

区 分	内 容
<b>特別規制地域 (条例第3条)</b>	この地域は、都市の住環境、文化的な財産、道路・鉄道沿線の景観、公共または公共的な施設など、美観風致を守るための重要な地域です。許可を得た自家広告物（自己の住所、事業所などに出す自己の広告物）や、道標・案内図板など適用除外の広告物を除き、表示できない地域です。
第1種	特に良好な住環境の形成や自然景観、歴史景観の保全が望まれる地域です。広告塔や建物の屋上に表示する広告物の高さの基準について、厳しく定められています。
本市での 指定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域</li> <li>・ 文化財保護法、静岡県文化財保護条例により指定された地域</li> </ul>
第2種	鉄道や東名高速道路の沿線などのように広告物が集中するおそれの高い地域や都市公園・学校などの公共性の高い施設の敷地などです。
本市での 指定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東名高速道路及び新東名高速道路の全区間</li> <li>・ 道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間</li> <li>・ 道路及び鉄道の知事が指定する区間から1,000m以内の地域のうち知事が指定する区域</li> <li>・ 都市公園の区域</li> <li>・ 官公署・学校・公民館・病院及び公衆便所などの公共施設の敷地内など</li> </ul>
<b>普通規制地域 (条例第5条)</b>	この地域は、安全で美しいまちづくりのため、広告物を表示する場合は、原則として許可が必要な地域です。
第1種	市街地や主要な道路の沿線で、広告物を抑制する地域です。
本市での 指定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用途地域</li> <li>・ 道路及び鉄道のうち知事が指定する区間</li> <li>・ 道路及び鉄道から1,500m以内の地域のうち知事が指定する区間</li> </ul>
第2種	活発な商業活動が行われている地域です。まちに活気やいろどりを与えるため、面積の基準について緩和しています。
本市での 指定状況	該当なし

- ・ 上記の他、広告物を表示してはいけない禁止物件（県条例第4条）、表示・設置してはいけない禁止広告物（県条例第8条）、さらに一定の基準内であれば特別規制地域や普通規制地域であっても許可を必要とせずに掲出することができる、適用除外（県条例第6条）が定められています。

# 現在の裾野市屋外広告物規制図

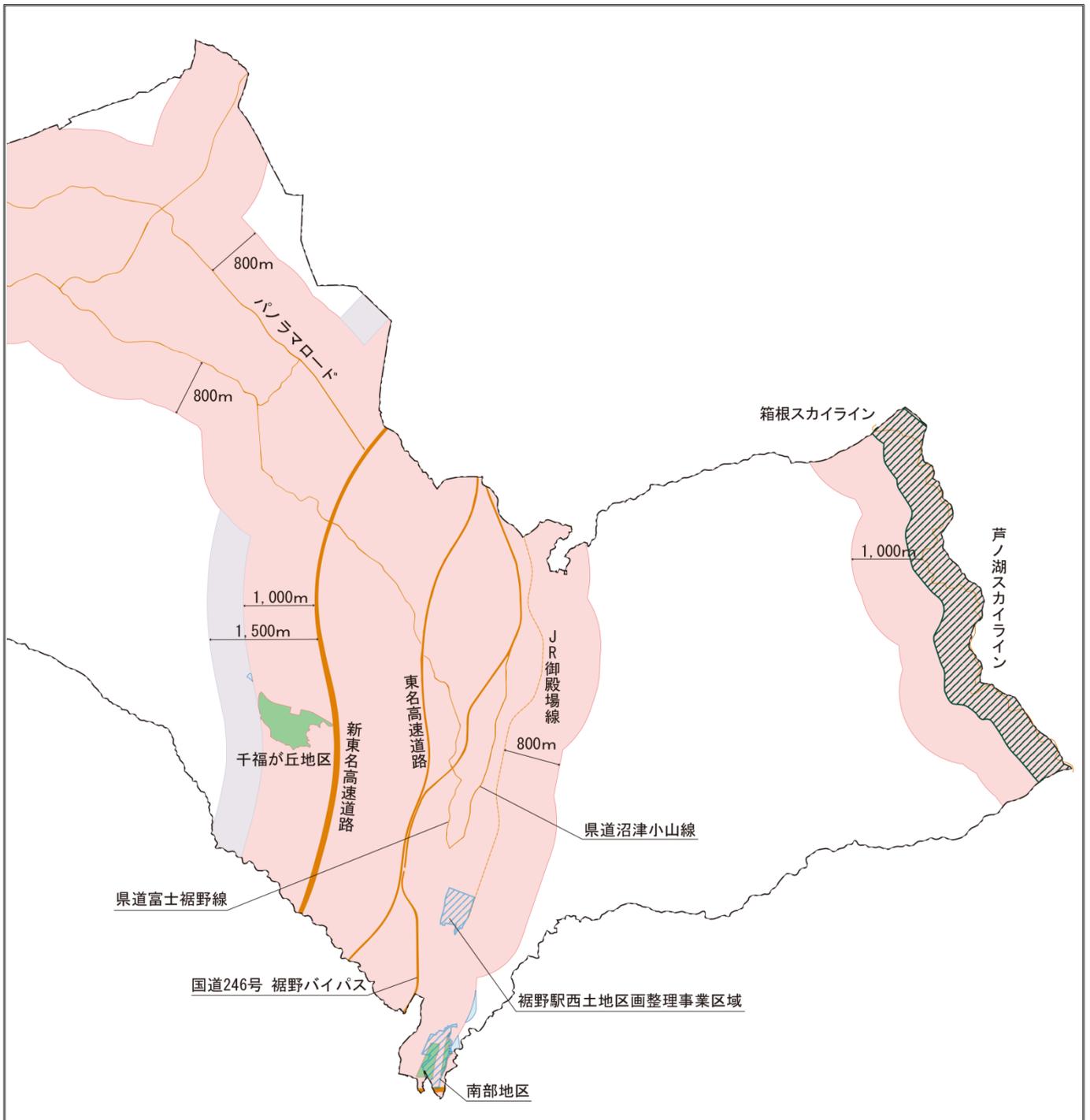


## 【 凡 例 】

特別 規制 地域	第1種	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 文化財保護法、静岡県文化財保護条例に指定された地域
	第2種	東名高速道路及び東海道新幹線の全区間、道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間 道路及び鉄道の知事が指定する区間から1,000メートル以内の地域のうち知事が指定する区間 都市公園、官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内
制 普通 地域 規	第1種	道路及び鉄道から1,500メートル以内の地域のうち知事が指定する区域 用途地域
		地区計画（裾野駅西地区・裾野南部地区） 国立公園（特別地域）  国立公園（普通地域）

裾野駅西地区、裾野南部地区の地区計画区域内は看板及び広告物は自己の敷地内において自己の施設のためのものに限る

(平成 27 年 1 月現在)



### (3) 屋外広告物の分類

屋外広告物は表示目的や種類により、以下のように分類されます。

#### ① 屋外広告物の区分

表示目的による区分は、以下のようになっています。

分類	概要
自家広告物	自己の氏名、名称、店名、商標又は事業内容を自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示、設置するもの
案内広告物	広告物に、矢印や案内図などを掲載し、誘導を図るもの
管理広告物	自己の所有し、及び管理する土地又は物件に、その所有者又は管理者が、管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物
一般広告物	上記以外の広告物

#### ② 屋外広告物の種類

静岡県屋外広告物条例に基づき、本市が規制・誘導する屋外広告物の種類は、以下のようになっています。

##### ア 広告搭、広告板その他これらに類するもの

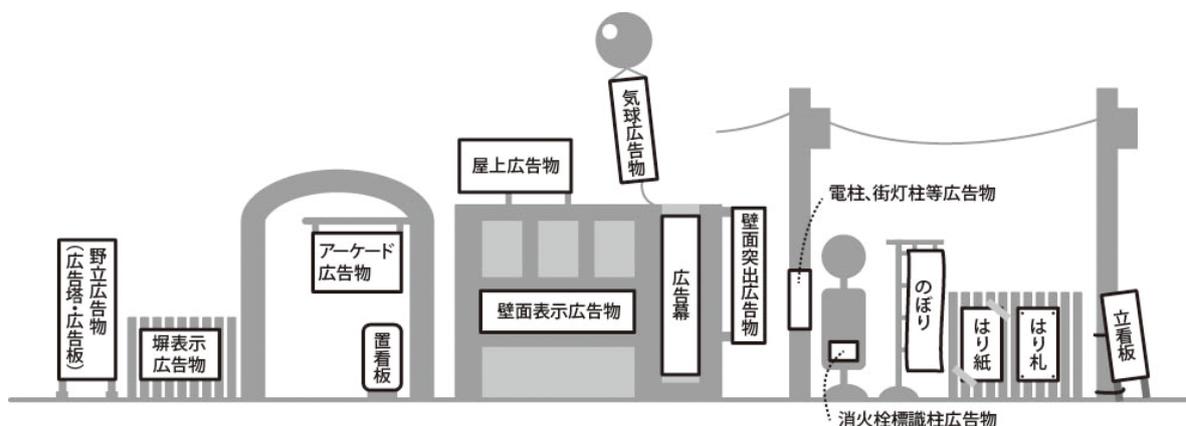
種類	概要	
野立広告物 (広告搭・広告板)	地上に直接又は支柱等を持って地上に設置し、容易に取り外すことができない状態にあるもので、その構造は平面的なものや角柱、円柱等の立体的なもの及びこれらに類するもの	
建物を利用するもの	屋上広告物	建物の屋根又は屋上に表示又は設置するもので、その構造は、平面的なものや角柱、円柱等の立体的なもの及びこれらに類するもの
	壁面突出 広告物	建物の壁面に壁面から突出して表示するもの又は設置するもので、その構造は、平面的なものや立体的なもの及びこれらに類するもの
	壁面表示 広告物	建物の屋根又は壁面に直接表示するもの又は設置するもので、その構造は、平面的なものや立体的なもの及びこれらに類するもの（レーザー光やサーチライトなどの単なる光を壁面に投影表示する場合も含む）
工作物を利用するもの	塀表示広告物	塀などに設置するもので、その構造は、平面的なものや立体的なもの及びこれらに類するもの（レーザー光やサーチライトなどの単なる光を壁面に投影表示する場合も含む）
	アーケード 広告物	アーケードに表示又は設置するもので、その構造は、平面的なものや立体的なもの及びこれらに類するもの
	電柱、街灯柱等 広告物	電柱、街灯柱等を利用して取り付け、又は巻き付け、又は塗料等を用いて直接表示するもの及びこれらに類するもの
	消火栓標識柱 広告物	消火栓標識やバス停留所標識を利用して取り付け、又は塗料等を用いて直接表示するもの及びこれらに類するもの（非照明式と照明式がある）

イ はり紙、はり札、立看板その他これらに類するもの

種 類	概 要
はり紙	紙製等のもので、工作物等に貼り付けたもの
はり札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに表示し、又はこれらに紙等を貼り付け、容易に取り外すことができる状態で、工作物等に取り付けられたもの
立看板	工作物等に立て掛けられたもの又は地上に独立して立てて掲出されるもので、容易に移動できるもの

ウ その他の広告物

種 類	概 要
気球広告物	気球を利用して、空中に表示したもの及びこれに類するもの
広告幕	建物やその他工作物等を利用して取り付けられた幕に表示するもの及びこれに類するもの（バナー広告も含む）
のぼり	広告用に供する旗で、竿等に取り付けて表示する簡易なもの



## 2 屋外広告物の現状と課題

### 1) 定量的な屋外広告物の状況（平成 23 年度調査より）

#### (1) 全域

裾野市では平成 23 年度に屋外広告物の調査（全数調査）を行っています。今回、その調査結果を見直し、屋外広告物の現状を再整理しました。

裾野市内で確認された屋外広告物は 13,491 件であり、自家広告物が最も多く 49.0%を占め、次いで一般広告物及び管理広告物が 41.6%、案内広告物が 9.4%となっています。

規制地域別には、12,734 件（94.4%）が特別規制地域（第二種）に分布しており、規制地域を外れているのは 616 件（4.6%）です。

富士箱根伊豆国立公園地域は、特別地域に 4 件、普通地域に 93 件が見られ、全体の 0.7%となっています。

#### 【全数調査の結果一覧】

地域		自家広告物	案内広告物	一般広告物及び管理広告物	計
市内全域		6,612 (49.0%)	1,262 (9.4%)	5,617 (41.6%)	13,491
特別規制地域	第一種	72 (56.7%)	5 (3.9%)	50 (39.4%)	127
	第二種	6,194 (48.6%)	1,198 (9.4%)	5,342 (42.0%)	12,734
普通規制地域		8 (57.1%)	2 (14.3%)	4 (28.6%)	14
規制地域外		338 (54.9%)	57 (9.3%)	221 (35.9%)	616

#### 【国立公園地域における分布】

地域	自家広告物	案内広告物	一般広告物及び管理広告物	計
特別地域 (871.00ha)	3 (75.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	4
普通地域 (440.00ha)	19 (20.4%)	36 (38.7%)	38 (40.9%)	93

## (2) 地域別

裾野市を北西部、北中部、中部、南中部の4つの地域に分け、それぞれの傾向を整理しました。

### (北西部)

他地域と比べて自家広告物が少なく、案内広告物が多いのが特徴的です。

### (北中部)

案内広告物が少なくなり、一般広告物及び管理広告物が多く見られます。大規模工場から裾野 I. C. にかけてと裾野 I. C. 周辺に一般広告物及び管理広告物が多くなっています。

### (中部)

自家広告物の割合が多くなっています。

JR 御殿場線と国道 246 号(裾野バイパス)の間を通る県道沼津小山線に屋外広告物が密集しています。

### (南中部)

自家広告物の割合が極めて高く、一般広告物及び管理広告物の割合が低くなっています。

JR 御殿場線裾野駅周辺に屋外広告物が密集しています。駅を中心として市街地が広がり、屋外広告物も放射状に広がっています。

### 【調査対象路線沿道における広告物の状況】

	地域	自家広告物	案内広告物	一般広告物及び管理広告物	計
北西部	富士山スカイライン	1 (2.6%)	19 (48.7%)	19 (48.7%)	39
	エバーグリーンライン	8 (12.7%)	22 (34.9%)	33 (52.4%)	63
	国道 469 号	109 (29.0%)	105 (27.9%)	162 (43.1%)	376
	パノラマロード	35 (24.1%)	54 (37.2%)	56 (38.6%)	145
北中部	県道富士裾野線	279 (41.0%)	109 (16.0%)	292 (42.9%)	680
	裾野 I. C. 周辺	97 (33.0%)	12 (4.1%)	185 (62.9%)	294
	裾野 I. C. 周辺道路 (県道富士裾野～国道 246 号)	133 (32.0%)	42 (10.1%)	241 (57.9%)	416
	岩波駅周辺	342 (41.0%)	67 (8.0%)	426 (51.0%)	835
中部	国道 246 号(裾野バイパス)	432 (46.0%)	94 (10.0%)	414 (44.0%)	940
	県道沼津小山線	1,298 (51.0%)	255 (10.0%)	993 (39.0%)	2,546
	裾野市役所沿道	372 (57.9%)	26 (4.1%)	244 (38.0%)	642
	市道 1-4 号線 (伊豆島田深良線)	580 (59.0%)	108 (11.0%)	295 (30.0%)	983
南中部	県道三島裾野線	727 (74.0%)	59 (6.0%)	197 (20.0%)	983
	裾野駅周辺	1,617 (56.0%)	145 (5.0%)	1,126 (39.0%)	2,888

### (3) 景観形成上重要な地区等の状況

裾野市景観形成基本計画の中では、屋外広告物の形態や意匠が目立つものになるとともに、掲出される数も増加傾向にあるため、数や規模、形態、意匠について誘導することが求められると指摘されています。

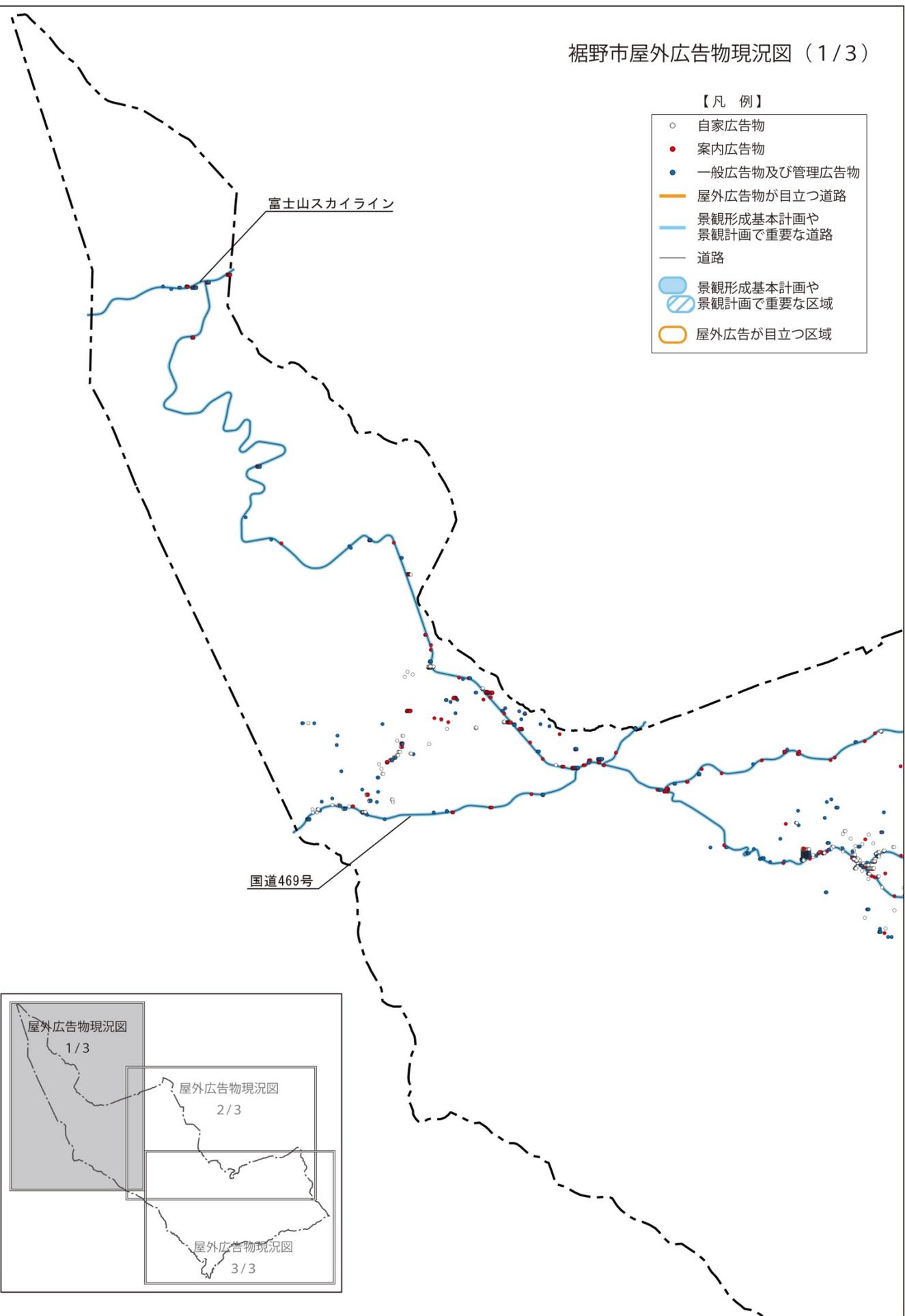
景観形成上重要な地区等における屋外広告物の分布状況を見ると、裾野 I.C.、岩波駅周辺及び裾野駅前・裾野駅前商店街において、屋外広告物が目立っていることがわかります。

また、県道三島裾野線、富士裾野線、沼津小山線においても、屋外広告物の分布が目立っています。

# 裾野市屋外広告物現況図（1/3）

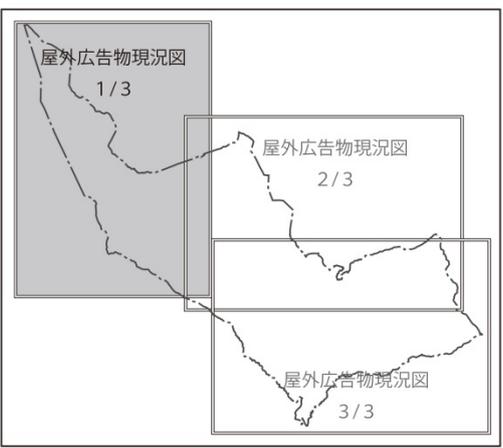
## 【凡例】

- 自家広告物
- 案内広告物
- 一般広告物及び管理広告物
- 屋外広告物が目立つ道路
- 景観形成基本計画や景観計画で重要な道路
- 道路
- 景観形成基本計画や景観計画で重要な区域
- 屋外広告が目立つ区域



富士山スカイライン

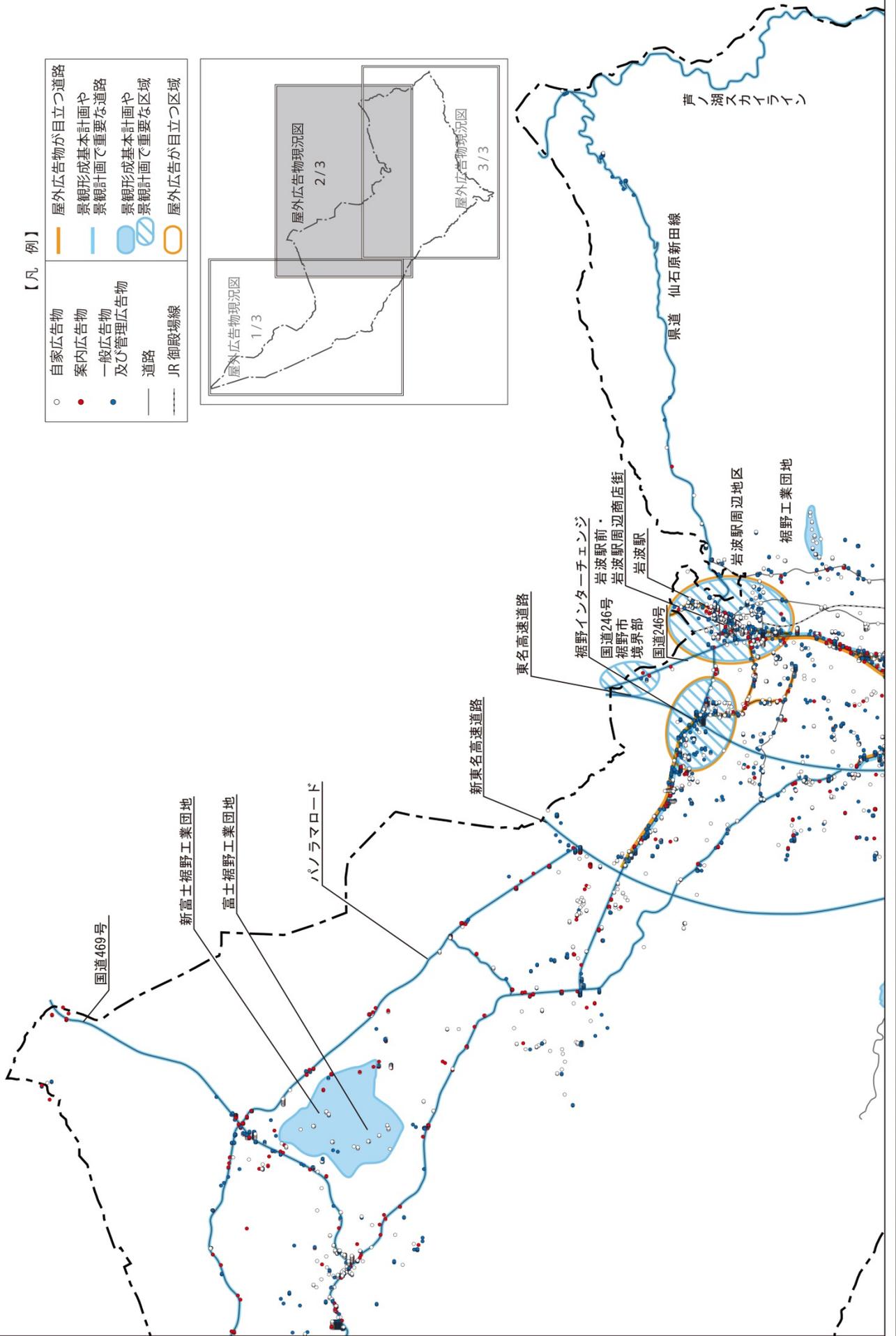
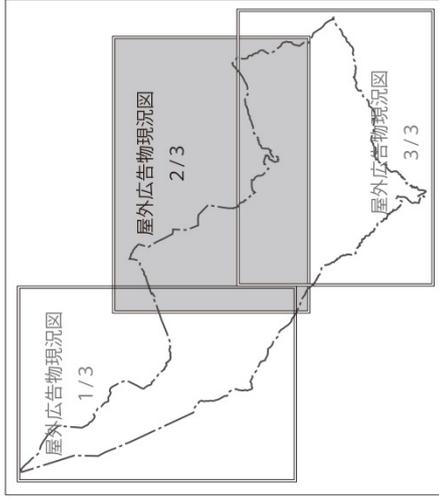
国道469号



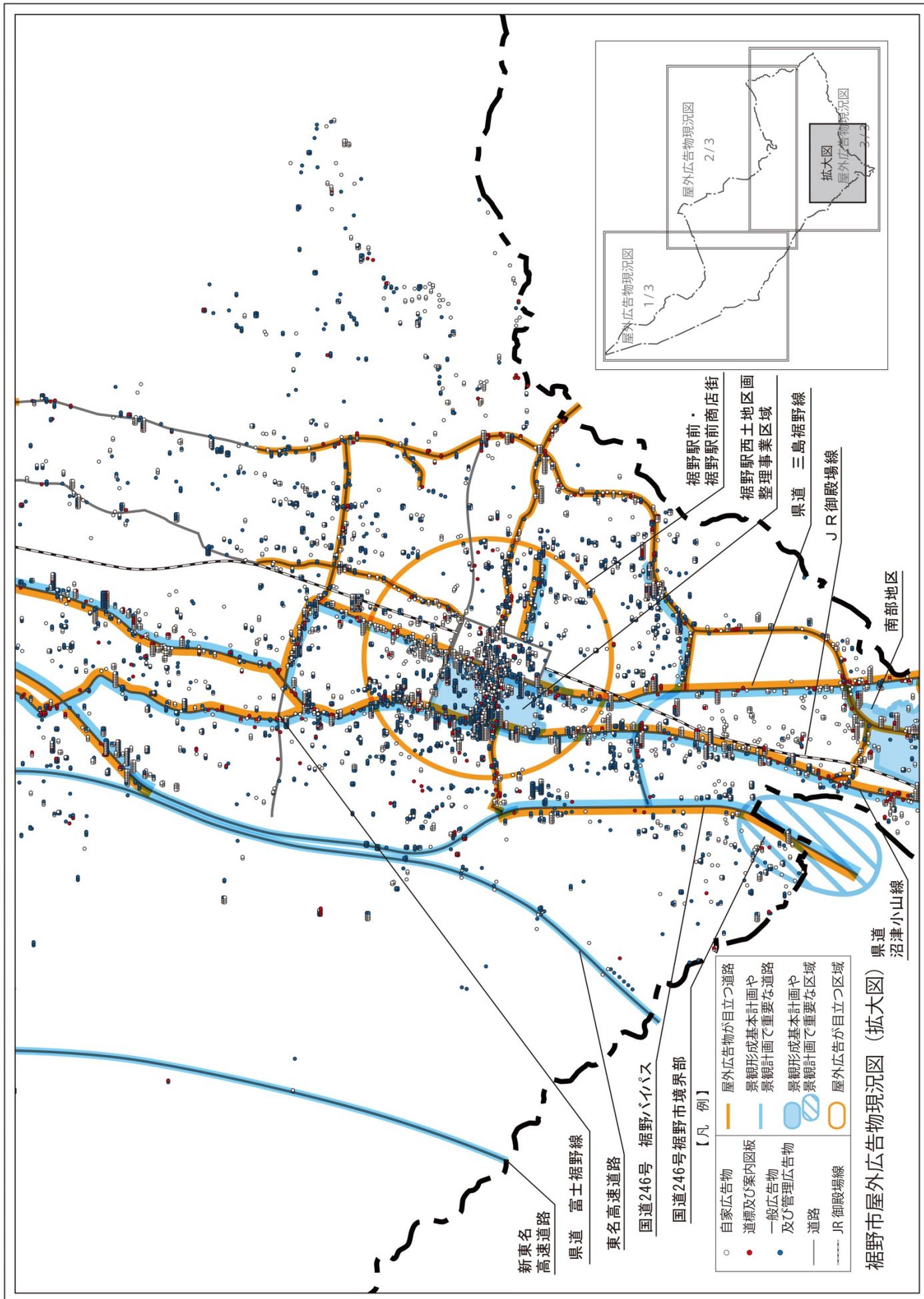
# 裾野市屋外広告物現況図 (2/3)

【凡例】

- |   |         |   |                     |
|---|---------|---|---------------------|
| ○ | 自家広告物   | — | 屋外広告物が目立つ道路         |
| ● | 案内広告物   | — | 景観形成基本計画や景観計画で重要な道路 |
| ● | 一般広告物   | ○ | 景観形成基本計画や景観計画で重要な区域 |
| ● | 及び管理広告物 | ○ | 屋外広告物が目立つ区域         |
| — | 道路      | — |                     |
| — | JR 御殿場線 | — |                     |







## 2) 定性的な屋外広告物の状況（平成 25 年度調査より）

次に路線別に現地調査を行い、実際の屋外広告物の印象を確認しました。

その印象から広告物の量と視認性を「高い、やや高い、普通、少ない」の4段階に区分し、全数調査の結果による屋外広告物の密度と比較しました。

### （北西部）

広告物の密度は低く抑えられていますが、現地調査の結果からは、広告物が多く、視認性も高い結果となっています。

富士、愛鷹両山麓の裾野に位置し、豊かな自然環境や景観を有しており、風景との対比により屋外広告物が実際より強い存在感をもって感じられていることがわかります。

	全数調査		現 地 調 査			
	km	密度 /100 m	広告物	視認性	概要	
富士山スカイライン	1.7	2.3	△	●	・案内広告物が数点見られる。これらの広告物の色彩が強く、目立っている。	
エバーグリーンライン	10.6	1.4	△	◎	・施設の広告物や案内広告物が目に付く（富士山資料館、別荘、レジャー施設等）。有料道路間にある広告物は、ごく少数である。	
国道469号	①	2.4	0.9	△	△	・御殿場方面は、境界直前に案内広告物が2ヶ所確認できるのみである。 ・パノラマロードとの交差点は広告物が多く見られる。
	②	2.0	6.4	●	●	・施設や店舗などの広告物、案内広告物が点在または集中している箇所があり、広告物が多く見られる。また、それらは風景との対比で目立って見える。
	③	2.8	5.0	◎	◎	・須山交差点には数件の店舗があり、自家広告物がやや集中しているが、それほど目立つものではない。 ・沿道のコンビニエンスストア及びガソリンスタンドの広告物は、色彩が強く目立っている。 ・地元商店の壁面突出広告などがいくつか見られる。色彩は強くないが、風景との対比で目立って見える。
	④	1.0	4.3	●	●	・付近の施設の広告物、案内広告物が集中し、広告物が多く見られる。
	⑤	3.3	1.8	△	◎	・数点の広告物や案内広告物が見られる。色彩は強くないが、風景との対比で目立って見える。

●：高い      やや高い：◎      普通：○      少ない：△

		全数調査		現地調査		
		km	密度 /100 m	広告物	視認性	概要
パノラマロード	南	3.9	1.3	△	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物のごく僅かである。付近のレジャー施設の、簡易な案内広告物が点在している程度である。これらの案内広告物は、小型だが色彩があり、複数個所設置されているので目立っている。</li> <li>・ 国道 469 号との合流地点には、案内広告物が集中している。</li> </ul>
	北	5.5	1.8	△	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物のごく僅かだが、北西方面に案内広告物が数点見られる。大きなものではないが、見通しがよいため目立っている。</li> <li>・ 国道 469 号との交差点付近には、多数の案内広告物が集中しており、かなり目立っている。</li> <li>・ イベント用ののぼりが多数立てられている箇所があり、かなり目立っている。</li> </ul>

●：高い      やや高い：◎      普通：○      少ない：△



富士山スカイライン



エバーグリーンライン



国道469号



国道469号



国道469号



パノラマロード

(北中部)

屋外広告物の密度は、岩波駅周辺で高くなっていますが、それ以外の地域では比較的低い抑えられています。一方、現地調査の結果からは、広告物の量は少ないものの、視認性はやや高い傾向にあることがわかります。

東名高速道路裾野 I.C. 北東側には研究開発系を中心とした工場が集積し、周辺には農地も見られます。北西部同様、風景との対比により屋外広告物の存在感が増しているものと思われま。

		km	密度 /100 m	現 地 調 査		
				広告物	視認性	概要
県道富士裾野線	①	3.0	9.8	○	◎	・いくつかの自家広告物、案内広告物等が点在しているが、全体としては多くない印象である。一部に色彩が強く、屋上広告など目立っているものもある。
	②	3.8	2.7	△	△	・地元商店の自家広告物や案内広告物がいくつか見られるが、目立つ物はなく、数も少ない。
	③	4.1	2.3	△	●	・見通しがよい道路で、数点の案内広告物と、自動車販売店の自家広告物が目立っている。
(都) 御宿 下和田線		3.0	8.8	△	◎	・ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、その他店舗の広告物の色彩が目止まる場所があるが、密度はかなり低く、広告物も全体的に少ない。 ・交差点付近にホテルがあり、屋上広告物に高さがある。但し、色彩は地味である。 ・新東名と交差するやや手前に案内広告物の集合があるが、さほど目立たない。 ・道路の突き当たりには多数の案内広告物の集合があり、目立っている。
県道沼津小山線		1.3	31.5	△	◎	・ガソリンスタンド及び駅付近の店舗の色彩がやや目に付く。全体では広告物は少なく、色彩の強いものも無い。

●：高い      やや高い：◎      普通：○      少ない：△



県道富士裾野線



県道富士裾野線と  
(都)御宿下和田線の交差点



岩波駅周辺

(中部)

屋外広告物の密度は、県道沼津小山線でやや高くなっていますが、それ以外の地域では比較的低くなっています。

現地調査の結果からは、県道沼津小山線で、広告物の量と視認性も高くなっていることがわかります。

		km	密度 /100 m	現 地 調 査		
				広告物	視認性	概要
国道 246号	①	0.6	11.5	—	—	・ 広告物はほとんど見当たらない。
	②	0.6	1.0	—	—	・ 広告物はほとんど見当たらない。
	③	7.6	11.8	○	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交差点付近などに複数の案内広告物が設置されている箇所があるが、全体としては多くない。</li> <li>・ 道路西側には店舗が少なく、自家広告物も少ない。道路東側は西側に比べると店舗が多く、自家広告物も多い。</li> <li>・ 色彩的に目立つ広告物は、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ドラッグストア、車用品店などで、地元商店はごく少数である。</li> <li>・ のぼり旗によって広告物の密度が高く見える店舗が何箇所かある。</li> <li>・ 屋上広告は、ごく少数である。</li> </ul>
県道沼津小山線		6.4	27.7	●	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物が一番多く見られる。</li> <li>・ 飲食店、コンビニエンスストア、自動車販売店などの、高さのある広告塔が随所に見られる。</li> <li>・ 色彩のある広告板、壁面広告物も全体に見られる。</li> <li>・ 大型の広告板、屋上広告も3箇所ほど見られる。</li> <li>・ 各交差点付近には、案内広告物が集中して見られる。</li> <li>・ 全体を通して、常に広告塔が目に入るくらいの密度であり、低い位置にも広告は多く色彩も強めである。</li> </ul>

●：高い      やや高い：◎      普通：○      少ない：△



国道246号



県道沼津小山線



県道沼津小山線

(南中部)

屋外広告物の密度は、どの地域でも高く、とりわけ裾野駅西側の県道裾野停車場線で高い値を示しています。一方、現地調査の結果からは、広告物の量、視認性ともに実際の密度ほど高い値を示していません。

市街地では、屋外広告物が街の活気や賑わいの形成に寄与していることがわかります。

	km	密度 /100 m	現 地 調 査			
			広告物	視認性	概要	
県道三島裾野線～市道2-45号線	3.4	28.9	●	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部地区北端の交差点付近に案内広告物の集合があり、やや目立っている。</li> <li>・高さのある広告物の連続がやや目立っている。</li> <li>・裾野駅前までの区間に、飲食チェーン等の店舗が点在し、中規模の広告物が目に入ってくる。</li> <li>・裾野駅前、地元商店による壁面突出広告が多数あるが、小型であり、色彩も強くないものがほとんどである。</li> <li>・裾野駅前を抜けると、広告物は見られなくなる。</li> <li>・沼津小山線との交差点までに、広告物はいくつか見られるが、特に目立つものは無い。</li> </ul>	
裾野駅東側路線	北 市道 1-2 号線	1.2	20.8	○	△	・住宅地を抜けて駅に出る道路であり、駅付近には自家広告物が見られるが、数は多くなく、目立つものもない。
	南 市道 1144 号線	0.4	37.8	○	△	・いくつかの自家広告物はあるが、特別に目立つものはない。
裾野駅西側路線	東 裾野 停車場線	0.3	192.7	●	△	・地元商店による壁面突出広告が多く見られる。広告物の印象がやや強く感じられるが、特別に目立ったものはなく、学習塾の屋上広告が目に入る程度である。
	西 市道 1-1 号線	0.4	29.0	△	◎	・沿道には広告物がほぼ無いが、国道 246 号手前の付近に案内広告物がいくつか見られ、やや目立っている。

		km	密度 /100 m	現 地 調 査		概 要
				広 告 物	視 認 性	
市 域 南 東 部 の 路 線	南 市道 1721 号線	2.1	26.3	●	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>三島裾野線との交差点までは、西側が工場の塀であり、店舗や広告物は少数である。</li> <li>三島裾野線との交差点から裾野市南端までの区間（南部地区）は、小～中規模の店舗が立ち並び、大き目の広告物が連続して目につく。高さ、色彩も他の地域よりあり、広告物の目立つ区間である。</li> </ul>
	北 市道 1-4 号線	1.3	25.2	○	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の交差点や大型店周辺など、広告物が集中している部分もあるが、全体としては多くない。</li> </ul>

●：高い      やや高い：◎      普通：○      少ない：△



県道三島裾野線



市道 2-45 号線



裾野駅東側



裾野駅東側

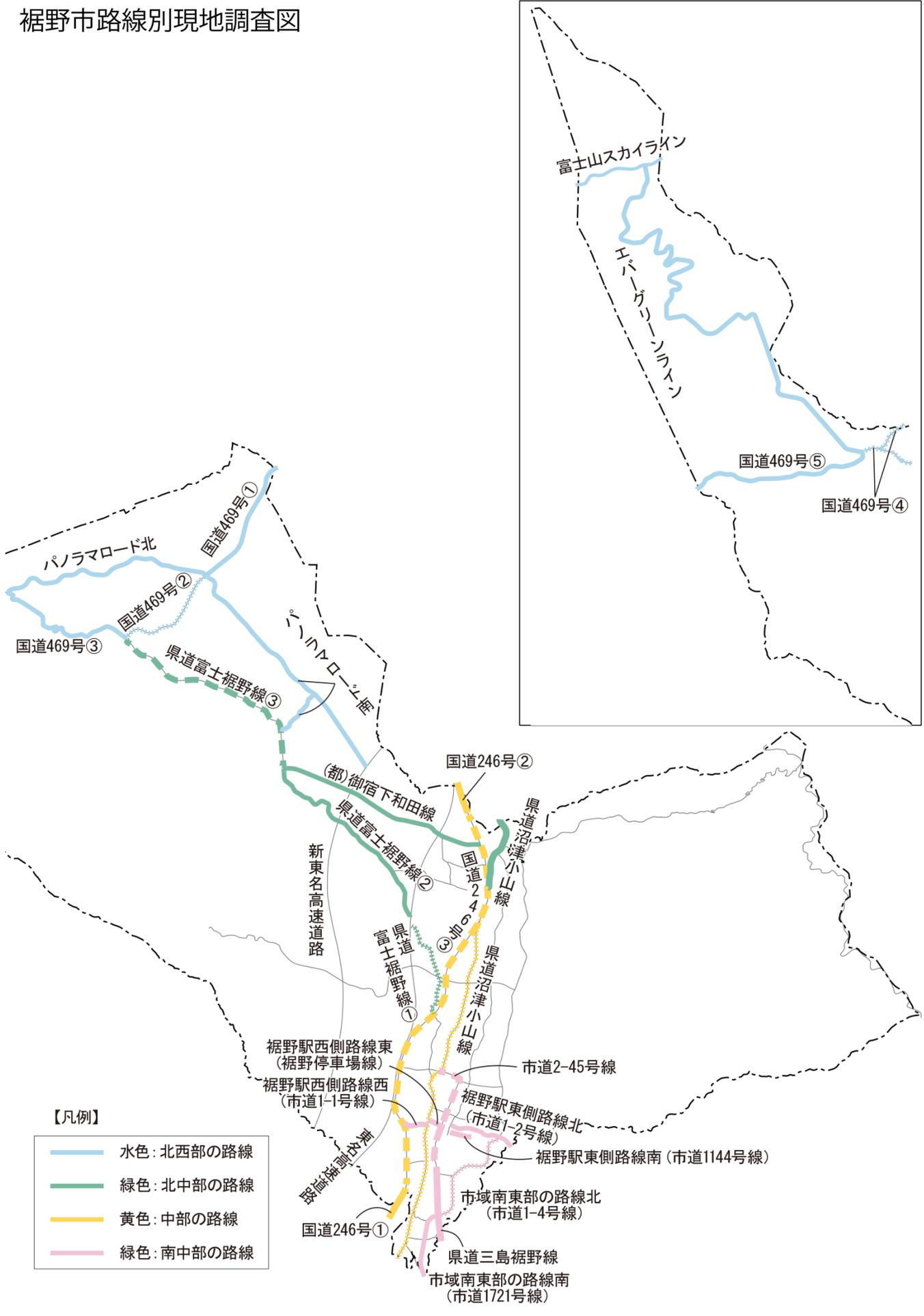


裾野駅西側



市道 1-4 号線

# 裾野市路線別現地調査図



### 3) 屋外広告物の掲出に関する課題

屋外広告物に関する現況を踏まえ、本市の屋外広告物の掲出に関する課題を以下のように整理します。

#### (1) 本市の良好な景観形成に資する屋外広告物の誘導が求められる

本市は、世界文化遺産「富士山」をはじめ、優れた自然景観を有していますが、このような地域では、風景との対比の中で屋外広告物の視認性が高まる傾向にあります。

一方、市街地や既存商店街などでは、屋外広告物が活気や賑わいの形成に寄与しており、ある程度視認性の高い屋外広告物であっても許容される傾向にあります。

また、優れた景観や眺望を妨げることのないよう、屋上広告をはじめ高さのある屋外広告物に対する対応やデザインの向上等を検討することも必要です。

景観に配慮した屋外広告物の誘導を行っていくことが望まれます。

#### (2) 本市の特性に応じた屋外広告物の誘導が求められる

これまで本市では、静岡県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の規制・誘導を行ってきました。現在、屋外広告物の大部分は規制地域内に存在していますが、周辺市町では独自条例の制定が進んでおり、地域指定や許可基準等これまでの基準が本市の特性を適切に反映したものであるのか、再度検討をする必要があります。

屋外広告物の乱立を招く前に、本市の特性に応じた基準を検討し、景観と調和した屋外広告物のまちづくりを進めることが求められます。

#### (3) 屋外広告物行政の適正化を図ることが求められる

現在、市内に掲出されている1万超の屋外広告物の中には、適用除外物件が数多く含まれているものと思われませんが、それでも、なお、申請件数をはるかに超えていることから、未申請の屋外広告物が存在していることが推測されます。

屋外広告物の掲出の際には、市に申請義務があることを周知徹底するとともに、届出申請率を高めるような仕組みの構築が求められます。

また、屋外広告物の中には違反広告物も存在します。こうした屋外広告物の掲出を防止し、既に掲出されているものについては、是正の指導を徹底させることなどが課題となっています。

## 3 屋外広告物の規制・誘導の方針

### 1) 基本理念

これまでの内容を踏まえ、屋外広告物の掲出等に関する基本理念を以下に示します。

#### 富士山等の眺望に配慮した屋外広告物

富士山や箱根山の眺望は裾野市民にとって象徴的なものであり、本市の特徴的かつ貴重な財産です。このため眺望景観の保全を図るとともに、より良好な状態を創出し、本市のまちづくりに活用することが求められます。

富士山等の眺望景観と調和する屋外広告物とします。

#### 地域景観と調和する屋外広告物

恵まれた自然景観や貴重な歴史・文化の景観、潤いある住宅地景観、市民の都市活動が展開される市街地景観、さらには主要幹線道路の沿道景観や JR 御殿場線の車窓からの景観等、本市の魅力的な景観と調和し、地域景観の質の向上に繋がる屋外広告物とします。

#### 市民・事業者の協力による屋外広告物行政の推進

適正な屋外広告物の掲出が行われ、違反広告物のない市域の形成が求められます。このため、広告主・事業者、市民、行政が、屋外広告物の掲出の仕組み、あるいは望ましいあり方について共通認識を持ち、それぞれが必要な責務を果たすことができる屋外広告物行政を推進します。

## 2) 基本方針

### (1) 許可基準は、現行の基準を維持する

本市の屋外広告物行政は、静岡県屋外広告物条例に基づき執行されてきました。

屋外広告物の掲出されている現状は、景観や富士山への眺望を著しく阻害するものとはなっておらず、県条例の許可基準は概ね適正な内容であると考えられます。

また、県条例の内容からの大幅な変更は、屋外広告物を掲出する広告主や屋外広告物業者、あるいは許可事務を執り行う市にとって、混乱を招くものであることから、本市における屋外広告物の許可基準は、静岡県屋外広告物条例の内容を維持します。

### (2) 規制地域は、富士山や箱根山への眺望に配慮し拡大する

富士山や箱根山の眺望は裾野市民にとって象徴的なものであり、本市の特徴的、かつ、貴重な財産であることから、その眺望を保全するため、規制地域を拡大します。

また、隣接する富士市、三島市、御殿場市においては、既に独自の屋外広告物条例が制定されており、静岡県屋外広告物条例より拡大された規制地域が設定されています。規制地域の拡大は、近隣市との連続性への配慮にもつながります。

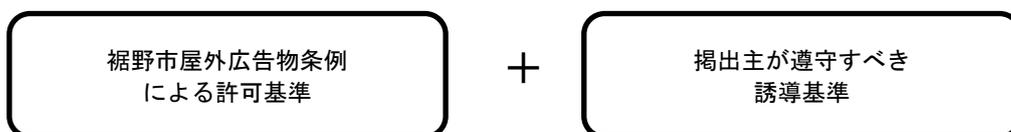
### (3) 固有の規制誘導が必要な地区は、別途基準設定をする

パノラマロード等、一定の地区や道路の一部沿道などの地区レベルにおいて、地域性に配慮した固有の規制誘導が必要な場合は、別途地区を指定し固有の規制内容を検討します。

### (4) 許可基準と誘導基準の2段階により規制誘導する

裾野市屋外広告物条例に基づく許可基準に加え、より良好な屋外広告物の掲出を促すために、色彩や富士山の眺望景観への配慮事項など、掲出主が遵守すべき配慮事項等を誘導基準として設定します。

#### ■ 2段階による規制誘導



## 4 屋外広告物の規制区分、許可基準等（条例化）

### 1) 規制区分の設定

#### (1) 特別規制地域

特別規制地域は、以下のとおり設定します。

##### ① 景観特性などに応じた規制地域の設定

- ・都市計画法の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び風致地区（第1種特別規制地域）
- ・文化財保護法の規定により国宝、重要有形文化財に指定された建造物の周囲50m以内の地域及び史跡名勝天然記念物若しくは特別史跡名勝天然記念物に指定、又は仮指定された地域（第1種特別規制地域）
- ・静岡県文化財保護条例により静岡県指定有形文化財又は静岡県指定有形民俗文化財に指定された建造物の周囲50m以内の地域及び静岡県指定史跡名勝天然記念物指定された地域（第1種特別規制地域）
- ・裾野市文化財保護条例により指定された裾野市指定有形文化財、裾野市指定民俗文化財に指定された建造物の周囲50m以内の地域及び裾野市指定史跡名勝天然記念物に指定された地域（第1種特別規制地域）
- ・森林法の規定により指定された保安林（名所又は旧跡の風致の保存）のうち市長が指定する区域（第1種特別規制地域）
- ・静岡県自然環境保全条例の規定により指定された自然環境保全地域のうち市長が指定する区域（第1種特別規制地域）
- ・都市公園法に規定する都市公園の区域（第2種特別規制地域）
- ・河川、湖沼又はこれらから200m以内の地域のうち、市長が指定する区域（第1種特別規制地域）
- ・景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木の周囲50m以内の地域のうち市長が指定する区域（第1種特別規制地域）
- ・官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内（第2種特別規制地域）

## ② 道路及び鉄道沿い等における規制地域の設定

- ・東名高速道路及び新東名高速道路の全区間並びに道路及び鉄道の市長が指定する区間(第2種特別規制地域)
- ・上記に規定する区間の路端から1,000m以内の地域のうち市長が指定する区域(第2種特別規制地域)

## (2) 普通規制地域

普通規制地域は、以下のとおり設定します。

### 景観特性などに応じた規制地域の設定

- ・特別規制地域及び第2種普通規制地域が指定されていない全ての地域(第1種普通規制地域)
- ・商業地域、近隣商業地域で容積率が300%以上の地域(第2種普通規制地域)

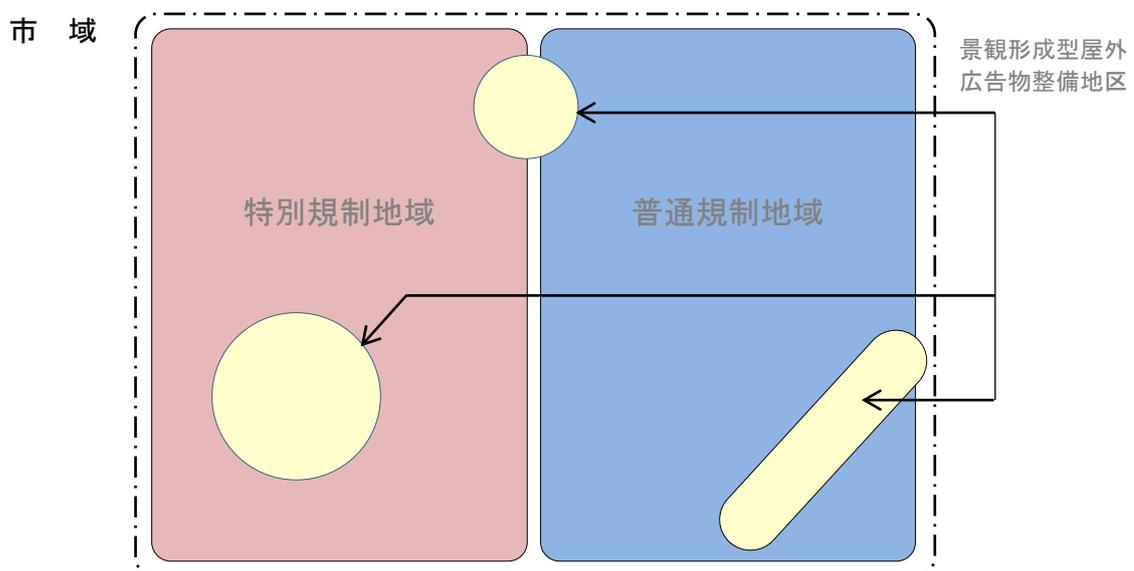
## (3) 景観形成型屋外広告物整備地区

景観形成型屋外広告物整備地区は、特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要であると認める区域を指定し、その区域の特性に応じた許可基準を定めるもので、以下のとおり設定します。

### 景観特性などに応じた区域の設定

- ・特別規制地域又は普通規制地域のうち、地域又は場所の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要であると認める区域

### ■ 地域区分の概念図



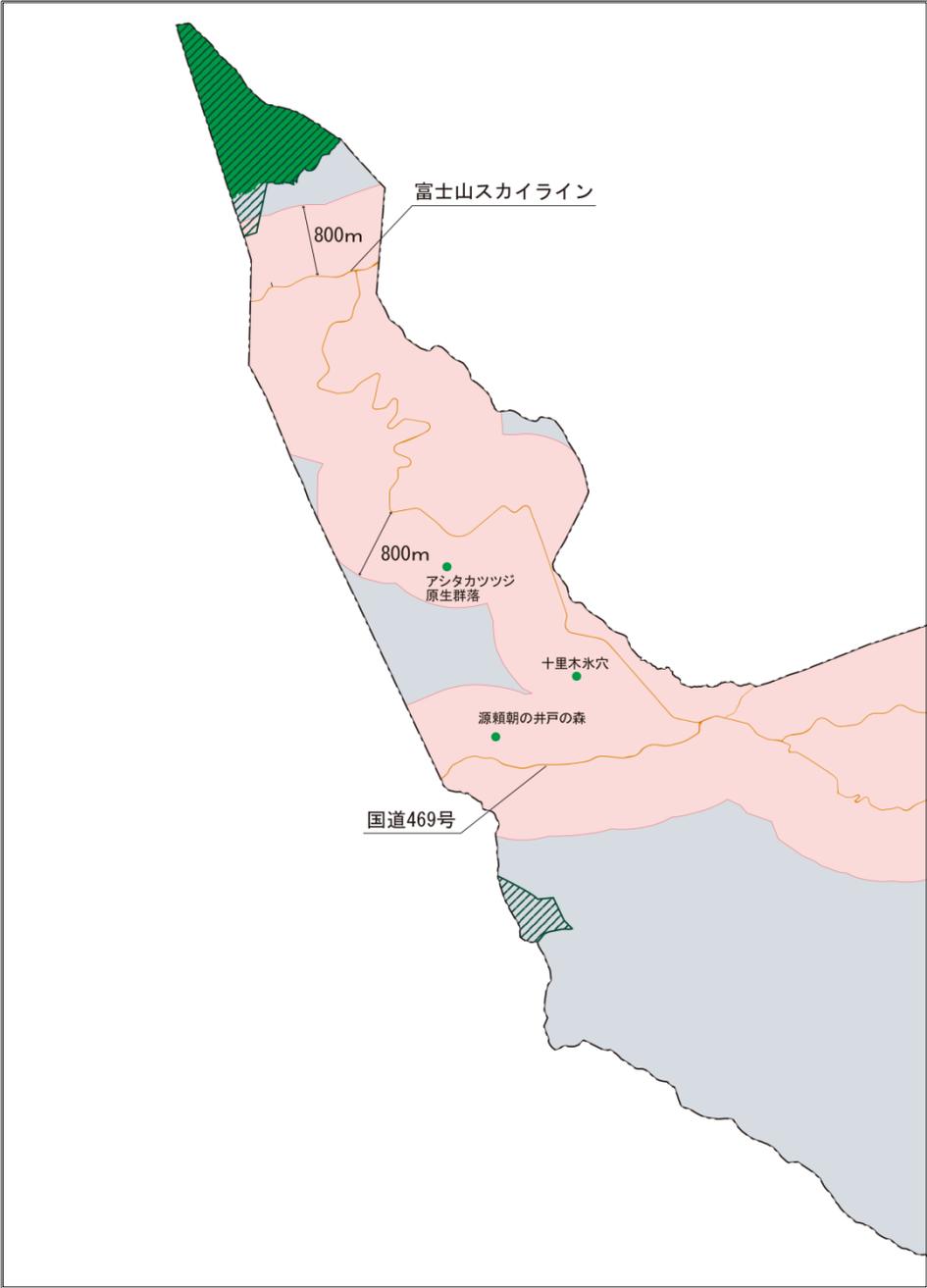
景観形成型屋外広告物整備地区の指定候補地としては、以下のような地区が考えられます。

- ・裾野市景観条例の規定により定められた景観重要道路のうち、市長が指定する区間
- ・自然公園法の規定により指定された国立公園の区域
- ・都市計画法の規定により指定された地区計画の区域
- ・裾野市景観条例の規定により定められた景観形成重点地区の区域
- ・地区の現状、将来のまちづくりの展望から屋外広告物の規制誘導が必要であるとして市長が指定する区域

## ■規制地域区分表

区 分		内 容
特別規制地域	第1種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び風致地区</li> <li>・文化財保護法の規定により国宝、重要有形文化財に指定された建造物の周囲50m以内の地域及び史跡名勝天然記念物若しくは特別史跡名勝天然記念物に指定、又は仮指定された地域</li> <li>・静岡県文化財保護条例により静岡県指定有形文化財又は静岡県指定有形民俗文化財に指定された建造物の周囲50m以内の地域及び静岡県指定史跡名勝天然記念物指定された地域</li> <li>・裾野市文化財保護条例により指定された裾野市指定有形文化財、裾野市指定民俗文化財に指定された建造物の周囲50m以内の地域及び裾野市指定史跡名勝天然記念物に指定された地域</li> <li>・静岡県自然環境保全条例により指定された自然環境保全地域のうち市長が指定する区域（現段階で指定なし）</li> <li>・森林法の規定により指定された保安林のうち市長が指定する区域（現段階で指定なし）</li> <li>・河川、湖沼又はこれらから200m以内の地域のうち、市長が指定する区域（現段階で指定なし）</li> <li>・景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木の周囲50m以内の地域のうち市長が指定する区域（現段階で指定なし）</li> </ul>
	第2種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東名高速道路、新東名高速道路の全区間及び路端から1,000mの等距離線の範囲内</li> <li>・東駿河湾環状道路、国道246号バイパス、国道469号、県道沼津小山線、県道富士裾野線、県道富士公園太郎坊線（富士山スカイライン）、一般自動車道南富士エバーグリーンライン、一般自動車道箱根スカイライン、一般自動車道芦ノ湖スカイライン、市道4008号線、4053号線、4054号線（南富士外周道路）、県道仙石原新田線、市道1-4号線、JR御殿場線の市長が指定する区間及び路端から1,000mの等距離線の範囲内</li> <li>・都市公園法に規定する都市公園の区域</li> <li>・官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内</li> </ul>
普通規制地域	第1種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別規制地域及び第2種普通規制地域が指定されていない全ての地域</li> </ul>
	第2種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活発な商業活動が行われている地域（現段階で指定なし）</li> </ul>
整備地区	景観形成型屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別規制地域又は普通規制地域のうち、地域又は場所の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要であると認める区域（今後、段階的に指定していく）</li> </ul>

参考（規制図）

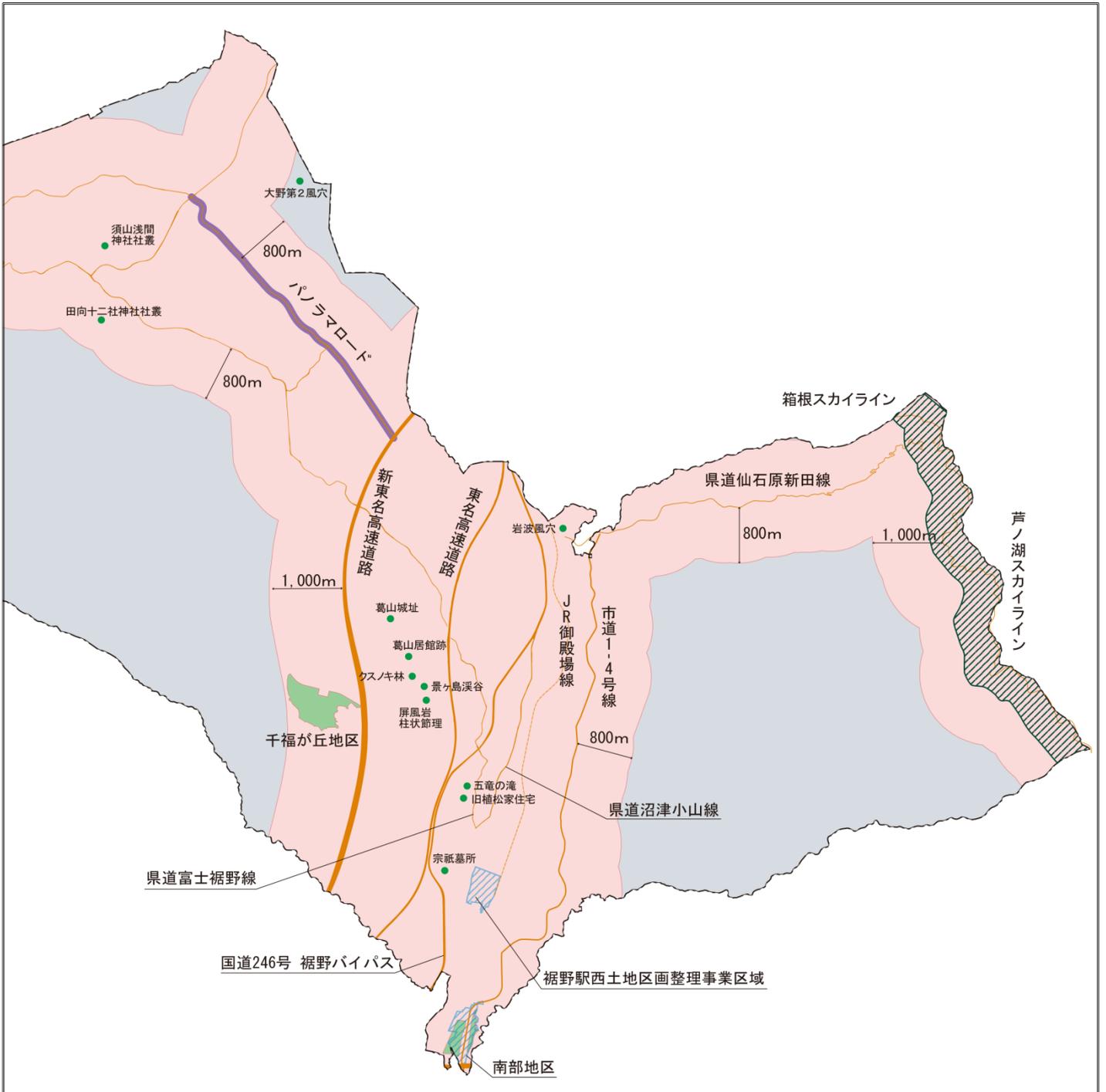


【 凡 例 】

特別規制地域	第1種	 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域  文化財保護法、静岡県文化財保護条例、裾野市文化財保護条例に指定された地域※1
	第2種	 東名高速道路及び新東名自動車道の全区間、道路及び鉄道のうち、市長が指定する区間  道路及び鉄道の市長が指定する区間の路端から1,000メートル以内の地域のうち市長が指定する区間 都市公園、官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内
普通規制地域	第1種	 特別規制地域の指定されていない範囲
景観形成型 屋外広告物整備地区		 地区計画※2  自然公園（特別地域）  道路及び鉄道沿い等における規制地域の設定（路端から50m以内）

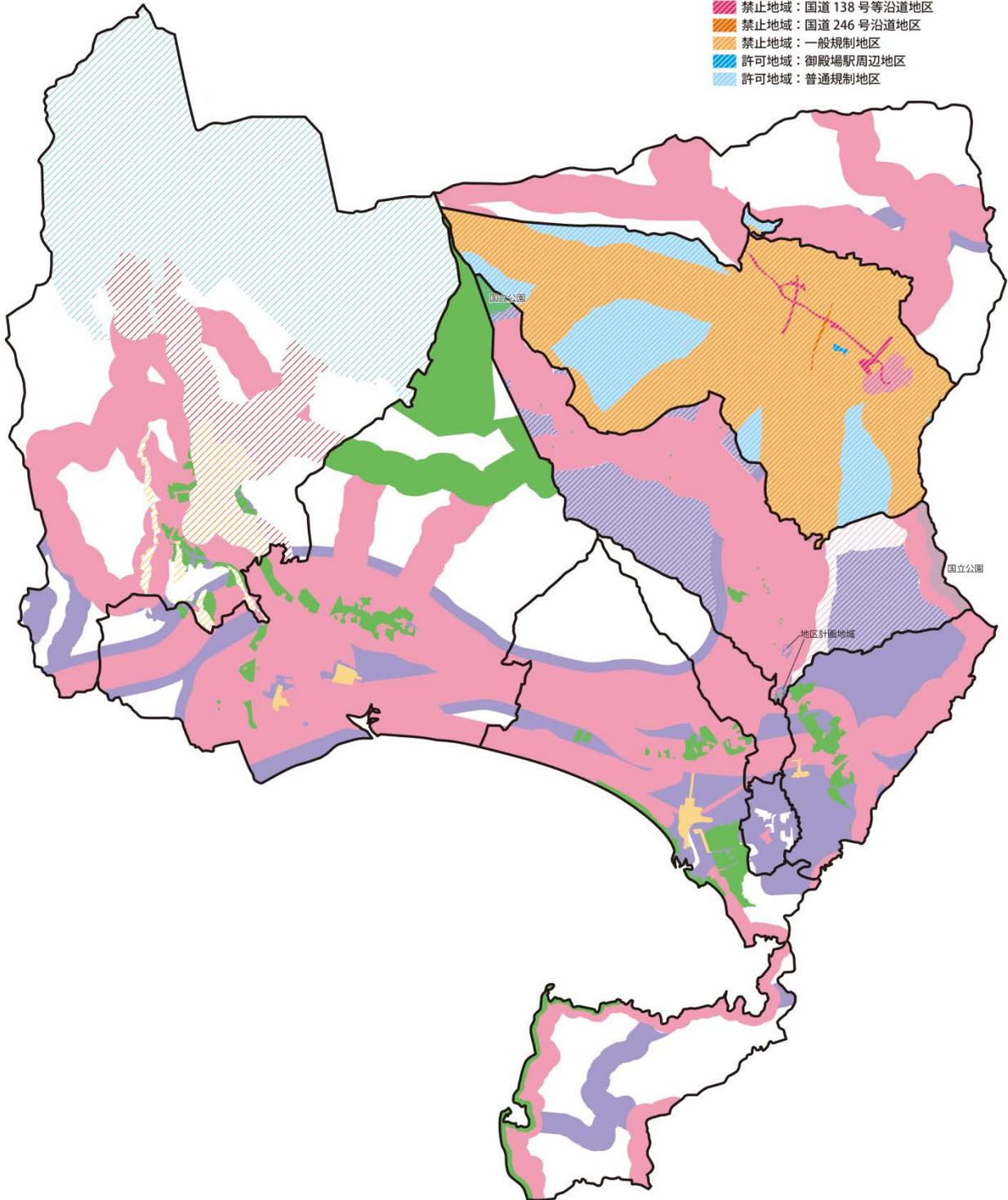
※1：富士山・源頼朝の井戸の森・須山浅間神社社叢・屏風岩柱状節理・五竜の滝・景ヶ島溪谷・アシタカツツジ原生群落・クスノキ林・田向十二社神社社叢、葛山城址・葛山居館跡については、別途区域が指定されている

※2：裾野駅西地区、裾野南部地区の地区計画区域内は看板及び広告物は自己の敷地内において自己の施設のためのものに限る



## 参考（周辺市町との連続性）

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| ■ 第1種特別規制地域 | ※富士宮市、御殿場市は独自の規制 |
| ■ 第2種特別規制地域 | 富士宮市             |
| ■ 第1種普通規制地域 | 自然公園規制地域         |
| ■ 第2種普通規制地域 | 特別重点規制地域：第1種     |
|             | 特別重点規制地域：第2種     |
|             | 特別重点規制地域：第3種     |
| 裾野市変更後の地域   |                  |
| ■ 第2種特別規制地域 | 御殿場市             |
| ■ 第1種普通規制地域 | 禁止地域：東山・二の岡地区    |
|             | 禁止地域：国道138号等沿道地区 |
|             | 禁止地域：国道246号沿道地区  |
|             | 禁止地域：一般規制地区      |
|             | 許可地域：御殿場駅周辺地区    |
|             | 許可地域：普通規制地区      |



## 2) 禁止広告物

- ・屋外広告物法第1条（目的）に基づき、以下のとおり禁止広告物を指定します。
- ・以下の広告物は、いかなる場合においても、掲出することができないものとします。また、広告主や屋外広告物業者、あるいは管理者は、これらの広告物または掲出物件を速やかに撤去することとします。

※禁止広告物…どのような場所においても、どのような場合においても、表示または掲出してはならない広告物のこと。

### 【禁止広告物】

#### 著しく破損し、又は老朽したもの

- ・維持・管理の不備等により、著しく破損し、又は老朽化したもの（著しい汚染・退色・塗装のはく離等）は、公衆に対して危害を及ぼすだけでなく、良好な景観・風致を維持する上で阻害要因になるため、禁止広告物とします。

#### 倒壊又は落下のおそれがあるもの

- ・維持・管理の不備等により、倒壊又は落下のおそれがあるものは、公衆に対して危害を及ぼすおそれがあるため、禁止広告物とします。

#### 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの

- ・表示又は掲出する屋外広告物の形態や意匠が、信号機や道路標識等の交通安全施設に類似することによって、誤認を招いたり、瞬時の識別判断を鈍らせたりするものについては、安全上の観点から禁止広告物とします。

#### 交通の安全を阻害するもの

- ・表示又は掲出する屋外広告物によって、視認性の低下や見通し不良等を生じさせるものについては、安全上の観点から禁止広告物とします。

### 3) 禁止物件

- ・屋外広告物法第1条（目的）および第3条第2項・第3項（広告物の表示等の禁止）に基づき、以下のとおり禁止物件を指定します。
- ・禁止物件は、良好な景観または風致の維持と、公衆に対する危害の防止を目的とする屋外広告物規制において遵守すべき原則であるため、裾野市全域において適用するものとします。
- ・禁止物件の設定にあたっては、屋外広告物法第29条（適用上の注意）に則し、国民の政治活動の自由やその他国民の基本的な人権を不当に侵害しないことに留意して、適用除外規定（公職選挙法による選挙ポスターや国又は地方公共団体が公共目的を持って表示する広告物など）を定めます。

※禁止物件…原則として広告物を表示又は掲出してはならない物件（対象物）のこと。

#### 【禁止物件】

##### 橋、トンネル、高架構造物、分離帯及び地下道の昇降口の上屋

- ・橋、トンネル、高架構造物等に広告物を掲出すると、人や車両の通行の妨げとなるだけでなく、それら構造物の本来の機能が十分に果たせなくなるおそれがあります。このため、交通安全上・管理上の観点から、禁止物件とします。

##### 石垣、擁壁その他これらに類するもの

- ・石垣や擁壁への掲出は、それら本来の機能を低下させ、重大な事故に繋がる可能性があるため、安全上の観点から禁止物件とします。

##### 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹又は保存樹林

- ・街路樹等の緑は、都市的景観に潤いと安らぎを与えるとともに、道路景観を構成する重要な要素となっています。また、広告物を掲出することにより木を傷めることにもなるため、景観上・管理上の観点から、禁止物件とします。

##### 信号機、道路標識、道路上のさく、駒止、里程標、カーブミラーその他これらに類するもの

- ・交通の安全と円滑化を図るために整備される信号機、道路標識などの交通安全施設や道路管理上必要な施設又は工作物への屋外広告物の表示又は掲出は、見通し不良や本来の機能の低下又は阻害を招くおそれがあるため、禁止物件とします。

##### パーキング・チケット発給設備

- ・パーキング・チケット発給設備は、屋外広告物の表示又は掲出によって本来の機能が低下又は阻害されるおそれがあるため、禁止物件とします。

### **消火栓、火災報知機、望楼及び警鐘台**

- ・消火栓、火災報知機、望楼及び警鐘台は、火災から市民の安全を守るための重要な設備・施設であるため、本来の機能の低下又は阻害を防止するため、禁止物件とします。

### **郵便ポスト、電話ボックス及び路上に設ける変圧器**

- ・郵便ポスト、電話ボックス及び路上に設ける変圧器は、屋外広告物の表示又は掲出によって本来の機能が低下又は阻害されるおそれがあるため、禁止物件とします。

### **送電塔、送受信塔及び照明塔**

- ・機能上高さが必要とされる送電塔や送受信塔及び照明塔は、周囲の景観に影響を与える構造物であるため、景観上の観点から禁止物件とします。

### **煙突**

- ・煙突は、周囲の景観に与える影響が大きいものであるため、景観上の観点から禁止物件とします。

### **ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの**

- ・ガスタンク、水道タンクその他これらに類するものは、周囲の景観に与える影響が大きいものであるため、景観上の観点から禁止物件とします。

### **銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの**

- ・銅像や記念碑の類は、まちの歴史・文化を刻むシンボルや象徴であり、また、神仏像は信仰の対象ともなるものなので、本来の効用を損なうことのないよう、禁止物件とします。

### **景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木**

- ・景観重要建造物等は、地域のシンボリックな存在であり、地域の良好な景観を形成に取り組む上で重要な物件であるため、景観上・管理上の観点から、禁止物件とします。

### **道路の路面**

- ・道路の路面への広告物の表示又は掲出は、交通の安全を阻害し、重大な事故に繋がる可能性があるため、禁止物件とします。

### **電柱、街灯柱その他これらに類するもの（簡易広告物の掲出禁止）**

- ・電柱や街灯柱は、はり紙、はり札、広告旗及び立看板等の簡易広告物が無秩序に表示又は掲出されるおそれがあるため、景観上の観点から簡易広告物の表示又は掲出を禁止する物件とします。

## 4) 特別規制地域における基準等

### (1) 許可申請

- ・特別規制地域は、屋外広告物の表示を原則として禁止する地域です。自家広告物、案内広告物において、許可申請が必要な広告物は、以下に示すとおりです。

規制区分	自家広告物	案内広告物	管理広告物	一般広告物
第1種 特別規制地域	5㎡を超える 場合 許可申請が必要	許可申請が必要	許可申請不要（5㎡以内に限る）	掲出不可
第2種 特別規制地域	5㎡を超える 場合 許可申請が必要	許可申請が必要	許可申請不要（5㎡以内に限る）	掲出不可

### (2) 許可基準

#### ① 自家広告物の基準

##### [共通基準]

- ・高速自動車国道第一東海自動車道及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（いずれもトンネルの区間を除く。）の路端から 200m以内の区域にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

##### [個別基準]（条例による制限）

		第1種特別規制地域	第2種特別規制地域
1. 広告塔、 広告板その他これらに類するもの	(1) 野立てのもの	(ア) 高さは、広告塔にあっては地上 10m以下、広告板にあっては地上 5m以下であること。 (イ) 表示面積の合計は、30㎡以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面 30㎡以内とする。	(ア) 高さは、広告塔にあっては地上 15m以下、広告板にあっては地上 5m以下であること。 (イ) 表示面積の合計は、30㎡以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面 30㎡以内とする。
	(2) 建築物を利用するもの		
	屋上に設置するもの	(ア) 高さは、建築物の高さの 3分の2以下で、かつ 5m以下であること。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。	(ア) 高さは、建築物の高さの 3分の2以下で、かつ 10m以下であること。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。
	壁面から突き出すもの	(ア) 表示面積は、1面につき 20㎡以内とし、外壁からの出幅は、1.5m以下であること。 (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上 2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上 4.7m以上であること。 (ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。	

		第1種特別規制地域	第2種特別規制地域
1. 広告塔、広告板その他これらに類するもの	(2) 建築物を利用するもの	壁面を利用するもの	<p>(ア) 壁面の1面の面積が300㎡未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15㎡に達しない場合にあつては、15㎡以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の1面の面積が300㎡以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60㎡に達しない場合にあつては、60㎡以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>
	(3) 工作物等を利用するもの	塀を利用するもの	<p>(ア) 塀の1面の面積が300㎡未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15㎡に達しない場合にあつては、15㎡以内とする。</p> <p>(イ) 塀の1面の面積が300㎡以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60㎡に達しない場合にあつては、60㎡以内とする。</p> <p>(ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
		電柱、街灯柱その他これらに類するもの	<p>(ア) 突き出すもの</p> <p>a 表示規格は、縦1.2m以下、横0.4m以下であること。</p> <p>b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上であること。</p> <p>c 個数は、1本につき1個であること。</p> <p>(イ) 巻き付けるもの</p> <p>1本当たりの表示面積の合計は、1㎡以内であること。</p>
		消火栓標識柱を利用するもの	<p>(ア) つり下げるもの</p> <p>a 表示規格は、縦0.4m以下、横0.8m以下であること。</p> <p>b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上であること。</p> <p>c 個数は、1本につき1個であること。</p>
2. はり紙、はり札、立看板その他これらに類するもの	壁面及び塀を利用するもの	<p>(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300㎡未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15㎡に達しない場合にあつては、15㎡以内とする。</p> <p>(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300㎡以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60㎡に達しない場合にあつては、60㎡以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	
3. その他	アドバルーン	<p>(ア) 表示規格は、縦20m以下、横1.5m以下で、ロープの長さは取付箇所から50m以下であること。</p>	

		第1種特別規制地域	第2種特別規制地域
3. その他の広告物等	広告幕及び広告網	(ア) 道路を横断するもの 幅は1m以下で、下端は地上5m以上であること。 (イ) 壁面又は塀を利用するもの a 壁面又は塀の1面の面積が300㎡未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15㎡に達しない場合にあつては、15㎡以内とする。 b 壁面又は塀の1面の面積が300㎡以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60㎡に達しない場合にあつては、60㎡以内とする。 c 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。	
	のぼり	(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2㎡以内であること。 (イ) 道路の区域及び路端から5m以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5m以上であること。	

## ② 案内図板の基準

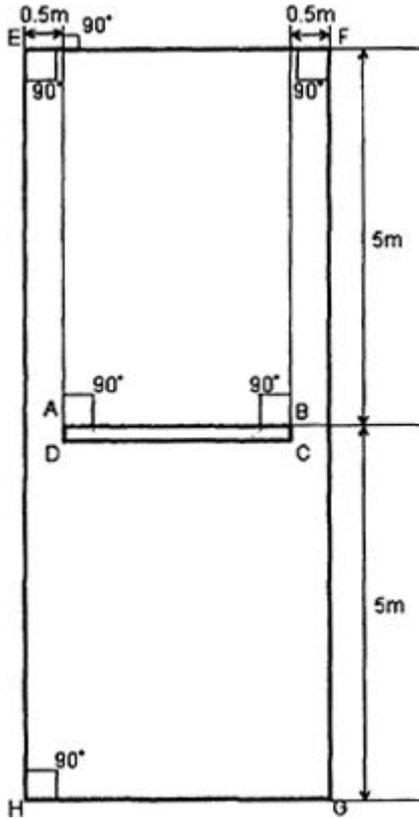
### 〔共通基準〕

- ・事業所等が主要な道路に接していない場合、その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。
- ・案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10km以内のものであること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- ・電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物(案内広告を直接照らすものを除く。)その他これらに類するものを使用しないものであること。
- ・事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。
- ・案内広告に表示された写真及び絵の面積の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以下であり、かつ、当該写真又は絵に重ねて、文字、地図又は矢印を表示しないものであること。
- ・案内広告の地の色彩が、彩度8以下、かつ、明度3以上のものであること。
- ・建築物の屋上に設置するものでないものであること。
- ・建築物の壁面を利用するものでないものであること。
- ・塀を利用するものでないものであること。

〔個別基準〕（条例による制限）

		第1種特別規制地域及び第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合
1. 野立てのもの		<p>(1) 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。</p> <p>(2) 高さが、地上5m以下であるものであること。</p> <p>(3) 案内広告の表示面積が3㎡以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。</p> <p>(4) 案内広告に表示された地図、矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字、写真又は絵を表示しないものであること。</p> <p>(5) (3)の規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積が10㎡以内、1者当たりの表示の部分の面積が2㎡以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告(5以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が2㎡以内のものに限る。)を表示することができる。</p>
2. 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの	(1) 突き出すもの	<p>ア 表示規格は、縦1.2m以下、横0.4m以下であること。</p> <p>イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上であること。</p> <p>ウ 個数は、1本につき1個であること。</p>
	(2) 巻き付けるもの	<p>ア 1本当たりの表示面積の合計は、1㎡以内であること。</p>
3. 消火栓標識柱を利用するもの	(1) つりさげるもの	<p>ア 表示規格は、縦0.4m以下、横0.8m以下であること。</p> <p>イ 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上であること。</p> <p>ウ 個数は、1本につき1個であること。</p>

(別図)



備考：A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。

### ③ 道路法施行令第7条第1号の標識

- ・野立てのものであること。
- ・道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。

## 5) 普通規制地域における基準等

### (1) 許可申請

- ・普通規制地域は、広告物を表示するときに許可が必要な地域です。自家広告物、案内広告物において、許可申請が必要な広告物は、以下に示すとおりです。

規制区分	自家広告物	案内広告物	管理広告物	一般広告物
第1種 普通規制地域	10 m <sup>2</sup> を超える場合 許可申請が必要	許可申請が必要	許可申請不要（5 m <sup>2</sup> 以内に限る）	許可申請が必要
第2種 普通規制地域	20 m <sup>2</sup> を超える場合 許可申請が必要	許可申請が必要	許可申請不要（5 m <sup>2</sup> 以内に限る）	許可申請が必要

### (2) 許可基準

#### 〔共通基準〕

- ・蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- ・著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- ・裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- ・電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- ・構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- ・交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- ・信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

#### 〔個別基準〕（条例による制限）

		第1種普通規制地域	第2種普通規制地域
1. 広告塔、 広告板その他これらに類するもの	(1) 野立てのもの	(ア) (イ)以外のもの a 高さは、広告塔にあつては地上15m以下、広告板にあつては地上5m以下であること。 b 表示面積の合計は、30 m <sup>2</sup> 以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30 m <sup>2</sup> 以内とする。 (イ) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第1号の標識 道路法(昭和27年法律第180号)第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。	(ア) (イ)以外のもの a 高さは、広告塔にあつては地上15m以下、広告板にあつては地上5m以下であること。 b 表示面積の合計は、30 m <sup>2</sup> 以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30 m <sup>2</sup> 以内とする。 (イ) 道路法施行令第7条第1号の標識 道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。
	利用するもの (2) 建築物を 屋上に設置するもの	(ア) 高さは、建築物の高さの3分の2以下で、かつ、15m以下であること。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。	

			第1種普通規制地域	第2種普通規制地域
		壁面から突き出すもの	<p>(ア) 表示面積は、1面につき20㎡以内とし、外壁からの出幅は、1.5m以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上であること。</p> <p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p>	<p>(ア) 外壁からの出幅は、1.5m以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上であること。</p> <p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p>
1. 広告塔、広告板その他これらに類するもの	(2) 建築物を利用するもの	壁面を利用するもの	<p>(ア) 壁面の1面の面積が300㎡未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15㎡に達しない場合にあつては、15㎡以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の1面の面積が300㎡以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60㎡に達しない場合にあつては、60㎡以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15㎡に達しない場合にあつては、15㎡以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>
	(3) 工作物等を利用するもの	塀を利用するもの	<p>(ア) 塀の1面の面積が300㎡未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15㎡に達しない場合にあつては、15㎡以内とする。</p> <p>(イ) 塀の1面の面積が300㎡以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60㎡に達しない場合にあつては、60㎡以内とする。</p> <p>(ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15㎡に達しない場合にあつては、15㎡以内とする。</p> <p>(イ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
		アーケードに添加するもの	<p>(ア) 表示規格は、縦0.4m以下、横1.35m以下、幅0.3m以下とし、同一街区区内においては同一規格であること。</p> <p>(イ) 下端は、地上2.5m以上であること。</p>	

		第1種普通規制地域	第2種普通規制地域
に類するもの	1. 広告塔、広告板その他これら	(3) 工作物等を利用するもの	
に類するもの	電柱、街灯 柱その他これらに類するもの	(ア) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2m以下、横0.4m以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上であること。 c 個数は、1本につき1個であること。 (イ) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1㎡以内であること。	
	消火栓標識 柱を利用するもの	(ア) つり下げるもの a 表示規格は、縦0.4m以下、横0.8m以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7m以上であること。 c 個数は、1本につき1個であること。	
2. はり紙、はり札、立看板その他これらに類するもの	壁面及び塀を利用するもの	(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300㎡未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15㎡に達しない場合にあつては、15㎡以内とする。 (イ) 壁面又は塀の1面の面積が300㎡以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60㎡に達しない場合にあつては、60㎡以内とする。 (ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 (エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。	(ア) 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15㎡に達しない場合にあつては、15㎡以内とする。 (イ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 (ウ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。

		第1種普通規制地域	第2種普通規制地域
3. その他の広告物等	アドバルーン	(ア) 表示規格は、縦20m以下、横1.5m以下で、ロープの長さは取付箇所から50m以下であること。	
	広告幕及び広告網	<p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1m以下で、下端は地上5m以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>a 壁面又は塀の1面の面積が300㎡未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15㎡に達しない場合にあつては、15㎡以内とする。</p> <p>b 壁面又は塀の1面の面積が300㎡以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60㎡に達しない場合にあつては、60㎡以内とする。</p> <p>c 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1m以下で、下端は地上5m以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>a 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15㎡に達しない場合にあつては、15㎡以内とする。</p> <p>b 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>c 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
	のぼり	<p>(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2㎡以内であること。</p> <p>(イ) 道路の区域及び路端から5m以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5m以上であること。</p>	

## 6) 景観形成型屋外広告物整備地区における基準等

### (1) 対象地区等

景観形成型屋外広告物整備地区として、以下の沿道区間及び地域を設定します。

#### ①道路及び鉄道沿い等における規制地域の設定

景観形成型屋外広告物整備地区として、以下の沿道区間を設定します。条例制定後、指定のための手続きを速やかに進めていきます。

- ・ パノラマロード沿道地区…市道4008号線、4053号線（パノラマロード）の路端から50mの等距離線の範囲内

#### ②一定範囲における面的な規制地域の設定

屋外広告物法以外で、既に屋外広告物の許可基準などが設定されている以下の区域について、景観形成型屋外広告物整備地区として設定します。

- ・ 自然公園法の規定により指定された国立公園の区域
- ・ 都市計画法の規定により指定された地区計画の区域

### (2) 許可基準

- ・ 対象区域、許可基準、区域の名称、基本方針を定めることができる。許可基準に適合しない広告物又は掲出物件を表示したり設置したりすることはできない。
- ・ 許可基準には、適用除外等について特例を定めることができる。
- ・ 許可基準に定めがあるものを除くほか、特別規制地域の区域内では特別規制地域における許可基準を、普通規制地域の区域内では普通規制地域における許可基準を適用する。

### (3) 対象地区ごとの概要

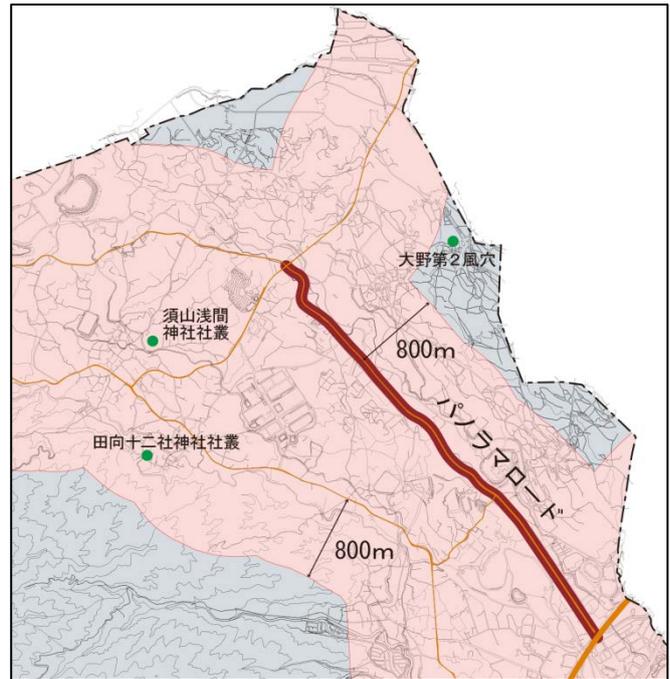
景観形成型屋外広告物整備地区の区域及び規制内容は次のとおりです。

#### ①道路及び鉄道沿い等における規制地域の設定

##### ア パノラマロード沿道

###### ■対象地

- 市道 4008 号線、4053 号線（パノラマロード）の路端から 50m の等距離線の範囲内



###### ■屋外広告物の基本方針

- 裾野市運動公園から国道 469 号線を結ぶパノラマロードは、雄大な富士山の景観や豊かな自然景観を眺めることができるとともに、沿道にはヘルシーパークや裾野市運動公園などの施設も立地しており、市民のみならず多くの観光客が利用する本市の貴重な観光道路です。また、近年は、市民団体による沿道へのコスモス、菜の花等の植栽も行われ、これ以外にも桜、あじさいなど花緑豊かな美しい道路が形成され、市民の愛着も高まっています。

このようなことから、この沿道においては、高い広告塔や屋上広告、大きな広告板の掲出等を規制し、この美しい沿道景観を維持する屋外広告物の誘導を図ります。

###### ■基準（第 2 種特別規制地域からの変更内容）

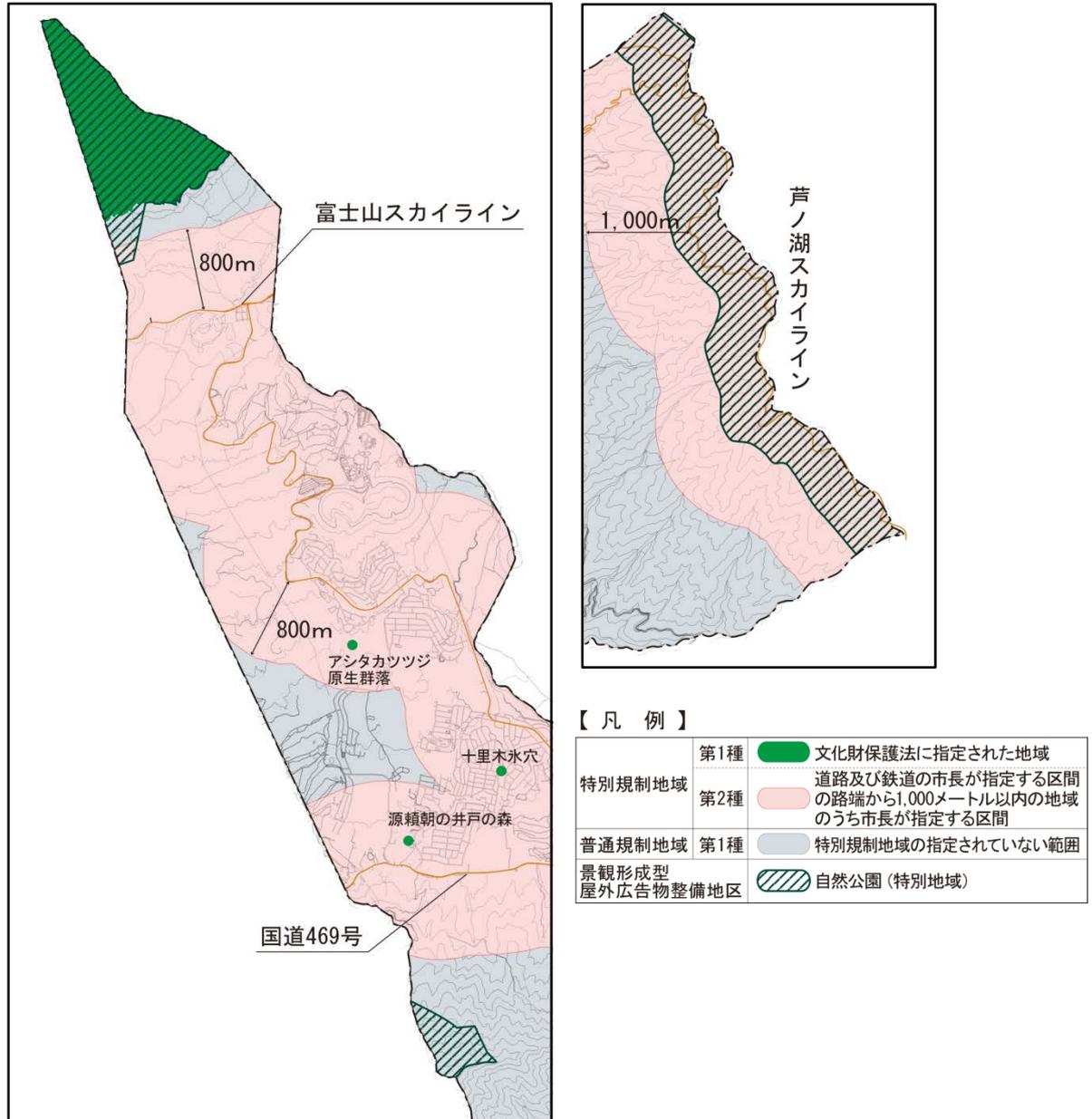
項目	変更内容及び基準
広告塔	高さ：15m→5m以下 面積：1面30㎡→10㎡以内
広告板	面積：30㎡→10㎡以内
屋上広告	設置禁止

## ②一定範囲における面的な規制地域の設定

### ア 自然公園の区域

#### ■対象地

- ・自然公園法の規定により指定された国立公園（特別地域）の区域



#### ■屋外広告物の基本方針

- ・富士山の裾野や芦ノ湖スカイライン沿道の国立公園（特別地域）の自然景観を維持するため、屋外広告物の掲出等に関する適用除外の基準や許可基準を自然公園法の基準と同様とし、自然景観を維持する屋外広告物の誘導を図ります。

■基準：規制地域の基準からの変更内容

<p><b>自然公園法 (特別地域) 規制内容</b></p>	<p>自家広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積は5㎡以下、かつ同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計10㎡以下。</li> <li>・設置する場合は、高さが5m以下、表示する場合は、表示面の高さが5m以下。</li> <li>・光源を用いる場合は、白色系の光源を用いる。動光または光の点滅を伴うものでない。</li> <li>・色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でない。</li> </ul> <p>店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するためのものは、次に適合するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光源を用いる場合は、白色系の光源を用いる。動光または光の点滅を伴うものでない</li> <li>・色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でない。</li> <li>・設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められる。</li> <li>・広告物等の個々の表示面の面積が1㎡以下である。</li> <li>・複数の内容を表示する広告物等は、表示面の面積の合計が10㎡以下。</li> <li>・既に複数の広告物等が掲出、若しくは設置され、又は表示されている地域において行われるものは、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すものでない。</li> </ul> <p>指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものは、次の基準に適合するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光源を用いる場合は、白色系の光源を用いる。動光または光の点滅を伴うものでない。</li> <li>・色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でない。</li> <li>・表示面の面積が5㎡（複数の内容を表示する広告物等は10㎡）以下。</li> <li>・設置者名の表示面積が300c㎡以下。</li> <li>・一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでない。</li> </ul> <p>広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものは、上記規定のほか、次の基準に適合するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積が300c㎡以下。</li> <li>・色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でない。</li> <li>・一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでない。</li> <li>・表示面積が300c㎡以下。</li> <li>・商品名の表示がないもの。</li> <li>・設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでない。</li> </ul> <p>適用を受ける行為以外については、救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであって地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるもの。</p>
---	---

## イ 地区計画の区域

### ■対象地

- ・都市計画法の規定により指定された地区計画の区域



### ■対象区域

- ・都市計画法や建築基準法等で定められたルールに加え、地区の特性に応じた良好なまちづくりを行うための取り決めのある地区です。

<b>対象区域</b>	・南部地区 ・裾野駅西地区
-------------	---------------

### ■屋外広告物の基本方針

- ・地区計画の対象区域においては、将来にわたって、良好な環境が確保されたまちづくりを進めていくため、屋外広告物の許可基準に地区計画で取り決めた事項を上乗せします。

### ■基準：規制地域の基準からの変更内容

地区計画 対象区域	規制区分	地区計画における規制内容
南部地区	第1種特別規制地域 第2種特別規制地域	地区内にある施設以外の施設のための看板及び広告物は、設けてはならない。また、自己の施設のための看板及び広告物は、自己の敷地以外には設けてはならない。
裾野駅西地区	第2種特別規制地域	看板及び広告物は自己の敷地内において自己の施設のためのものに限る。

## 7) 許可期間

- ・ 広告主の屋外広告物掲出に関する負担を軽減し、申請率を高めるために、許可期間を延長します。
- ・ 許可期間は、現行の2年から3年とします。

## 8) 罰則

- ・ 現行の静岡県屋外広告物条例と同様に、次のとおり罰則規定を設けます。

①次の事項に違反した者は、50万円以下の罰金が科せられます。

- ・ 屋外広告物の措置命令に違反する行為

②次の事項に違反した者は、30万円以下の罰金が科せられます。

- ・ 条例に違反して広告物の表示等をする行為
- ・ 許可を得ずに広告物等を変更し、又は改造する行為
- ・ 除却すべき広告物等を除却しない行為

③次の事項に違反した者は、20万円以下の罰金が科せられます。

- ・ 屋外広告物に関し、報告、検査を拒む等の行為

- ・ 市条例に定めるもの以外は、現行の屋外広告物法及び静岡県屋外広告物条例の罰則規定が適用されます。

# 5 よりよい屋外広告物のために

## 1) 誘導基準

### (1) 誘導基準の考え方

- ・ 条例に掲げない配慮事項を誘導基準として設定します。
- ・ 掲出申請時の指導及び広告主や屋外広告物業者への資料配布及びHPなどへの掲載による情報発信等による周知に努めます。

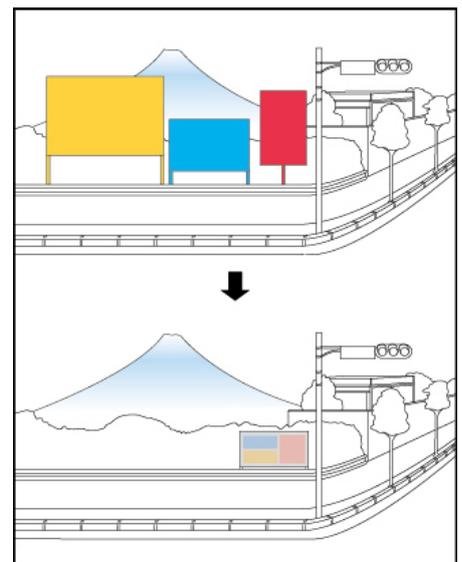
### (2) 誘導基準の内容

#### ① 屋外広告物の種類別の誘導基準

主な広告物の種類ごとに**規模、形態、配置、内容、色彩**について基本的な考え方を示します。

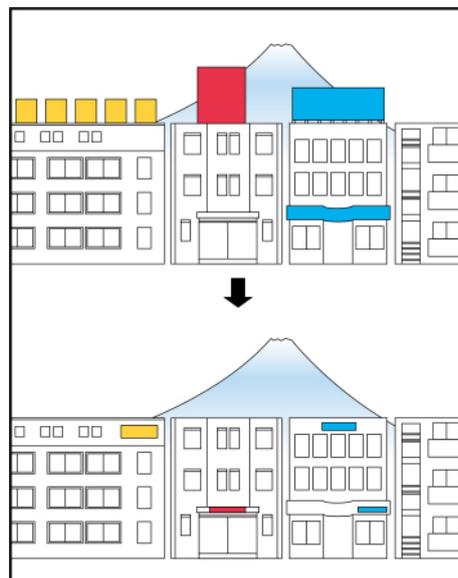
#### ア 野立広告物（広告塔・広告板）

規模	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 見通しや通行を妨げない大きさ、高さとしします。</li><li>・ 周辺の建築物等との調和に配慮し、最小限の大きさとしします。</li><li>・ 富士山の眺望に配慮し極力高さを低くしします。</li></ul>
形態	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 複数の内容を表示する場合は集約化し、できる限り共同看板化を検討しします。</li><li>・ 建物やまち並みに合わせたデザインとするとともに、安定感のある形態としします。</li></ul>
配置	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 見通しや通行を妨げず、歩行空間を十分に確保できる位置に配置しします。</li></ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 最小限の内容としします。</li><li>・ 特別規制地域では、自家広告物の他、一定の設置基準を満たした案内図板としします。</li></ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 支柱や地色は建物や周辺と調和する色彩としします。</li><li>・ 多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩としします。</li></ul>



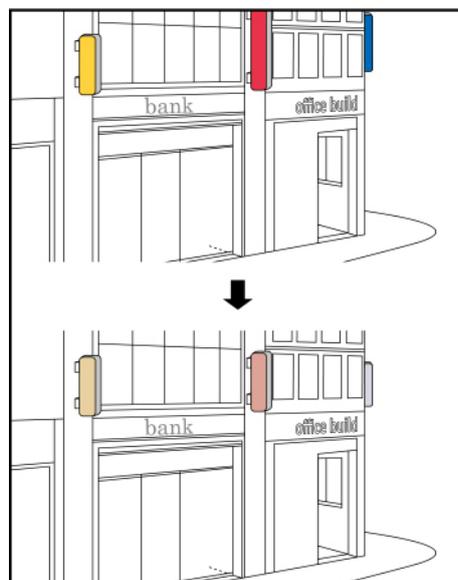
## イ 屋上広告物

<b>規模</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士山の眺望を保全する観点などから、まずは壁面広告等で代替表示できないか検討します。</li> <li>屋上広告を設置する際には、最小限の大きさ・高さとします。</li> <li>建築物1棟につき1つの屋上広告とします。</li> </ul>
<b>形態</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物と一体的なデザインとし、圧迫感を与えない形態とするとともに、壁面広告との併用は極力控えます。</li> </ul>
<b>配置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士山の良好な眺望の得られる地域では極力設置しないようにするとともに、周辺の建物との調和に配慮し、スカイラインを乱すことのない配置とします。</li> </ul>
<b>内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最小限の内容とします。</li> <li>特別規制地域において掲出する物件は、自家広告物のみとします。</li> </ul>
<b>色彩</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地色は建物と調和する色彩とします。</li> <li>多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩とします。</li> </ul>



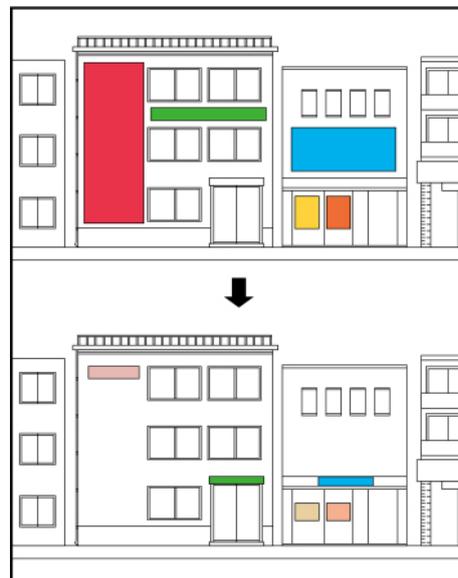
## ウ 壁面突出広告物

<b>規模</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物や周辺との調和に配慮し、最小限の大きさ・数とします。</li> </ul>
<b>形態</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物と一体的なデザインとし、複数設置する場合には集合化を検討します。</li> <li>突出幅は最小限とします。</li> </ul>
<b>配置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物や周辺との調和に配慮し、建物の片端に揃えて配置します。見通しや交通標識、信号などを遮らないほか、表示面の底辺が通行の妨げにならないものとします。</li> </ul>
<b>内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最小限の内容とします。</li> <li>特別規制地域では、自家広告物に限ります。</li> </ul>
<b>色彩</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地色は建物と調和する色彩とします。</li> <li>多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩とします。</li> </ul>



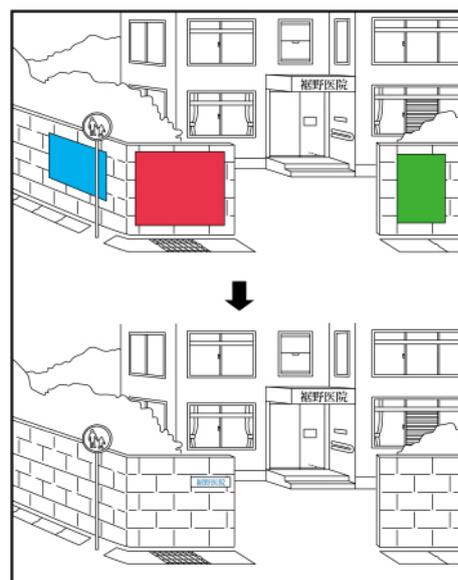
## エ 壁面表示広告物

<b>規模</b>	・建物や周辺景観との調和に配慮し、最小限の大きさとし ます。
<b>形態</b>	・建物と一体的なデザインとします。
<b>配置</b>	・複数設置する場合は、位置や大きさを統一させた配置と します。 ・広告は1階部分など出来る限り低層部に揃えて配置し、 2階以上等への掲出はできる限り控えます。
<b>内容</b>	・最小限の内容とします。 ・特別規制地域では、自家広告物に限ります。
<b>色彩</b>	・地色は建物と調和する色彩とします。 ・多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩としま す。



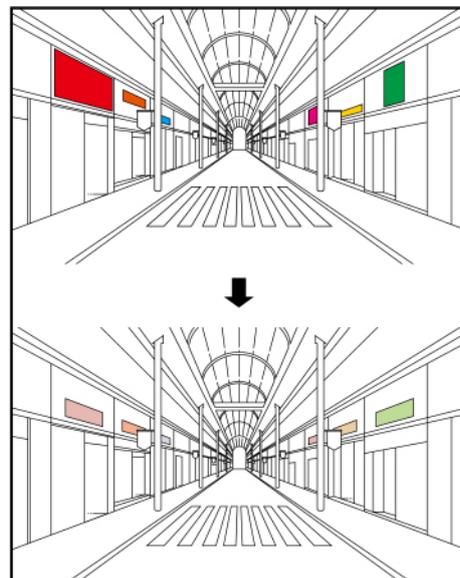
## オ 塀表示広告物

<b>規模</b>	・建物や周辺との調和に配慮し、最小限の大きさとし ます。
<b>形態</b>	・塀と一体的なデザインとします。
<b>配置</b>	・複数設置する場合は、位置や大きさを統一させた配置と します。
<b>内容</b>	・最小限の内容とします。 ・特別規制地域では、自家広告物に限ります。
<b>色彩</b>	・地色は建物と調和する色彩とします。 ・多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩としま す。



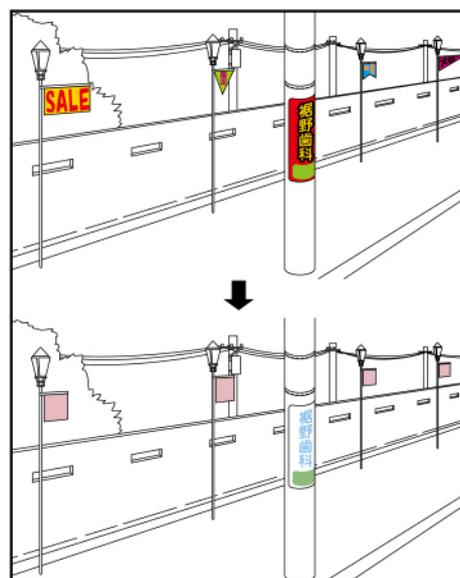
## カ アーケード広告物

<b>規模</b>	・建物や周辺との調和に配慮し、最小限の大きさ・数とします。
<b>形態</b>	・アーケードと一体的なデザインとします。
<b>配置</b>	・複数設置する場合は、位置や大きさを統一させた配置とします。 ・見通しや通行を妨げないものとします。
<b>内容</b>	・最小限の内容とします。 ・普通規制地域での掲出に限ります。
<b>色彩</b>	・地色はアーケードと調和する色彩とします。 ・多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩とします。



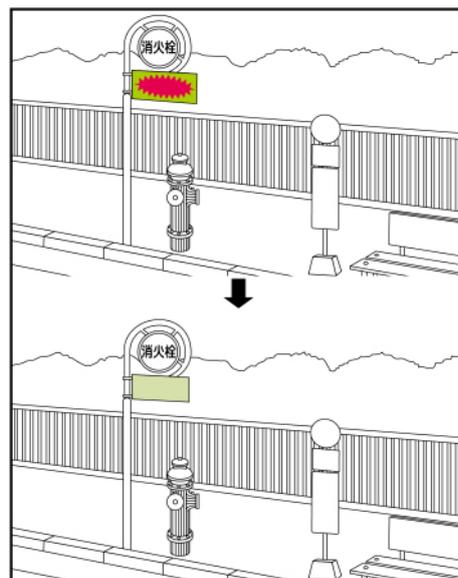
## キ 電柱、街灯柱等広告物

<b>規模</b>	・最小限の大きさ・数とします。
<b>形態</b>	・電柱、街灯柱と一体的なデザインとします。
<b>配置</b>	・歩車道区分のある道路では、歩道側に設置します。 ・同じ内容を連続して配置しないようにします。 ・見通しや通行を妨げないものとします。
<b>内容</b>	・最小限の内容とします。 ・公共的役割を有しているため、表示内容には特に配慮します。
<b>色彩</b>	・地色は周辺と調和する色彩とします。 ・多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩とします。



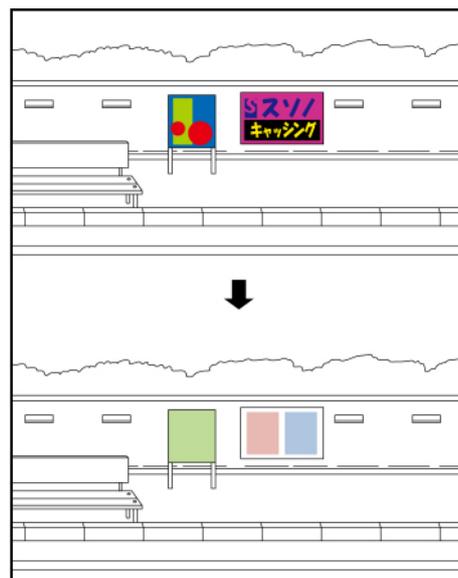
## ク 消火栓標識柱広告物

<b>規模</b>	・最小限の大きさ・数とします。
<b>形態</b>	・消火栓標識柱と一体的なデザインとします。
<b>配置</b>	・歩車道区分のある道路では、歩道側に設置します。 ・見通しや通行を妨げないものとします。
<b>内容</b>	・最小限の内容とします。 ・公共的役割を有しているため、表示内容には特に配慮します。
<b>色彩</b>	・地色は周辺と調和する色彩とします。 ・多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩とします。



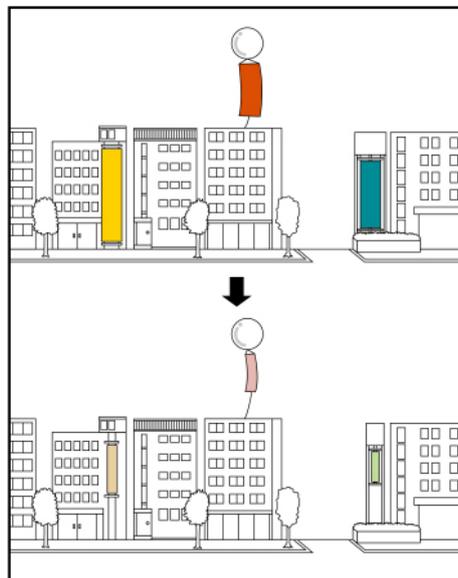
## ケ はり紙・はり札・立看板

<b>規模</b>	・建物や周辺との調和に配慮し、最小限の大きさ・数とします。
<b>形態</b>	・紙やベニヤ板、プラスチック板などに表示された簡易なデザインとします。
<b>配置</b>	・電柱や道路標識、信号機、街路灯、ガードレール、橋、街路樹等への表示は禁止されています。 ・工作物への掲出は避け、フレームや掲示板等に集約して配置します。 ・窓面への掲出は、内側からのはり紙も含めてできる限り控えます。
<b>内容</b>	・最小限の内容とします。
<b>色彩</b>	・地色は周辺と調和する色彩とします。 ・多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩とします。



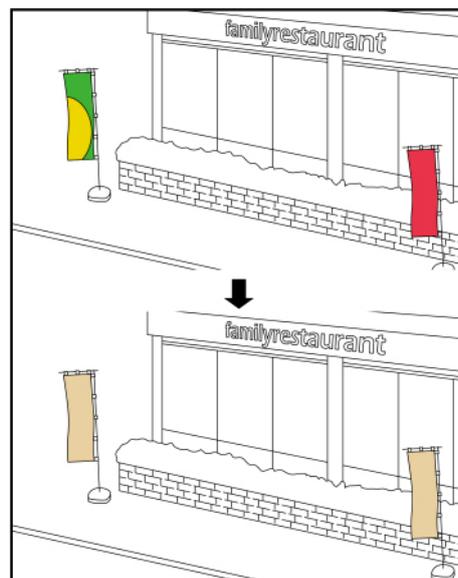
## コ 気球広告物・広告幕

<b>規模</b>	・建物や周辺との調和に配慮し、最小限でまち並みに適した大きさ・数とします。
<b>形態</b>	・周辺のまち並みの演出に寄与するようなデザインとします。
<b>配置</b>	・強風などの際に危険が生じないよう、安全に配慮して配置します。 ・必要な期間のみの掲出とします。
<b>内容</b>	・最小限の内容とします。
<b>色彩</b>	・地色は周辺と調和する色彩とします。 ・多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩とします。



## サ のぼり

<b>規模</b>	・建物や周辺との調和に配慮し、最小限の大きさ・数とします。
<b>形態</b>	・支柱も含めて素材などを工夫します。
<b>配置</b>	・建物や周辺との調和に配慮し、見通しや交通標識、信号などを遮らないほか、通行の妨げにならないものとします。
<b>内容</b>	・最小限の内容とします。 ・特別規制地域では、自家広告物に限ります。
<b>色彩</b>	・支柱や地色は建物や周辺と調和する色彩とします。多色使いを避け、自然やまち並みと調和する色彩とします。



## ② 色彩の誘導基準

屋外広告物の色彩について、周辺のまち並み景観や自然景観との調和を図るよう、誘導基準を設定します。

### ア 地色（ベースカラー）の誘導基準

- ・地色（ベースカラー）とは、広告物の地となっている最大の割合を示す色です。
- ・地域色との調和を考慮して、派手な原色は避け、できる限り彩度を低くします。
- ・景観計画に定める景観形成基準の最低基準色（外壁基調色）の範囲内とします。
- ・蛍光塗料や金銀塗料は原則として使用を制限します。
- ・地色（ベースカラー）は、日本工業規格 Z8721〔色の表示方法－三属性による表示〕において、以下のとおりとします。

色相	彩度	明度
① 0R（≠10RP）～10R	4.0 以下	3.0 以上
② 0YR（≠10R）～5Y	6.0 以下	
③ ①②以外	2.0 以下	
④ N（無彩色）	—	

### イ 表示色（アクセントカラー）の誘導基準

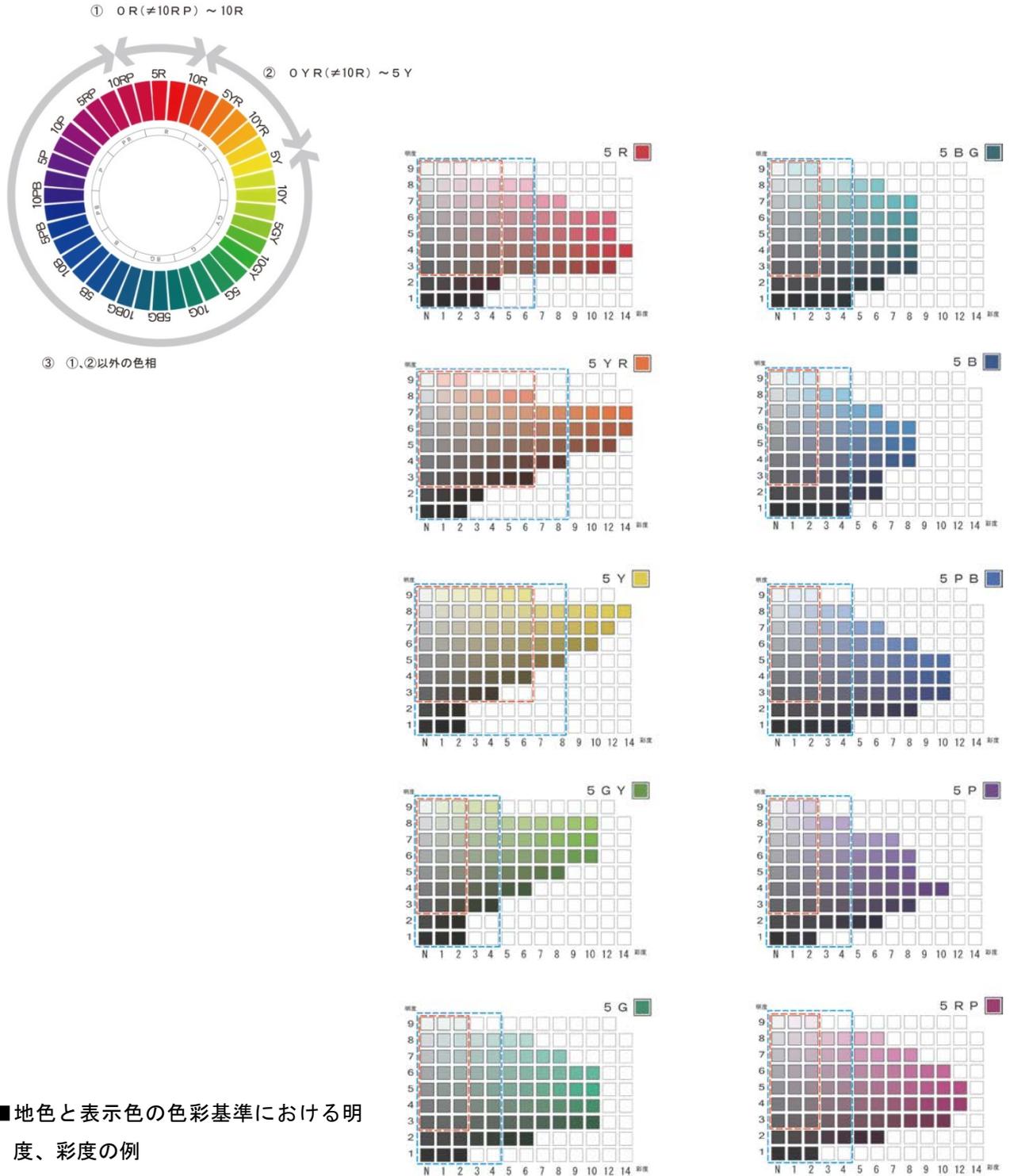
- ・表示色（アクセントカラー）とは、字やマークなど広告物を表示する色で、地色に対して小さな面積の色です。
- ・地域色との調和を考慮して、派手な原色は避け、できる限り彩度を低くします。使用できる色彩は、屋外広告物の地色の色彩と同様の範囲内とします。
- ・事業所のコーポレートカラーの色や、小さな面積の文字などで用いる鮮やかな色彩などについては、下記基準外の色彩も使用可能とします。
- ・蛍光塗料や金銀塗料は原則として使用を制限します。
- ・表示色（アクセントカラー）は、日本工業規格 Z8721〔色の表示方法－三属性による表示〕において、以下のとおりとします。

色相	彩度	明度
① 0R（≠10RP）～10R	6.0 以下	条件なし
② 0YR（≠10R）～5Y	8.0 以下	
③ ①②以外	4.0 以下	
④ N（無彩色）	—	

## ウ 脚部等の誘導基準

- ・屋外広告物の脚部等は、景観に配慮したものとするため、ダークブラウン系を推奨します。

### ■地色と表示色の色相の区分



### ■地色と表示色の色彩基準における明度、彩度の例

--- 地色の誘導基準の範囲

--- 表示色の誘導基準の範囲

## 2) 条例制定後の取組み

- ・裾野市屋外広告物条例を制定後、状況を見ながら協議を進め、段階的に新たな施策の実施を進めていきます。

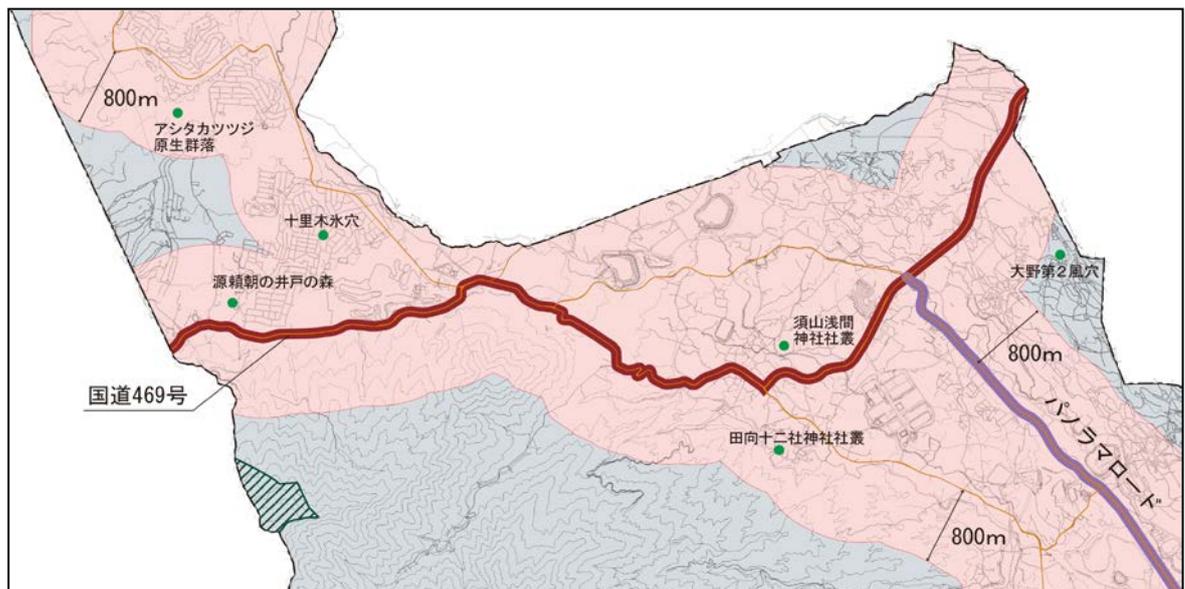
### (1) 景観形成型屋外広告物整備地区の指定

- ・条例制定後の景観形成型屋外広告物整備地区の候補地は、次のとおりです。
- ・これらについては、状況を鑑みて、基準内容の協議を進め、段階的に指定していきます。

#### [国道469号沿道]

##### ■対象地案

- ・国道469号線の路端から50mの等距離線の範囲内



##### ■屋外広告物の基本方針案

- ・道路上からは、富士山や愛鷹山系の眺望景観や森林景観、農地景観を眺めることができるとともに、大野原では特徴的かつ個性的な美しいススキ風景を眺めることができる区間であるため、これらの眺望や沿道景観を阻害しないよう屋外広告物の誘導を図ります。

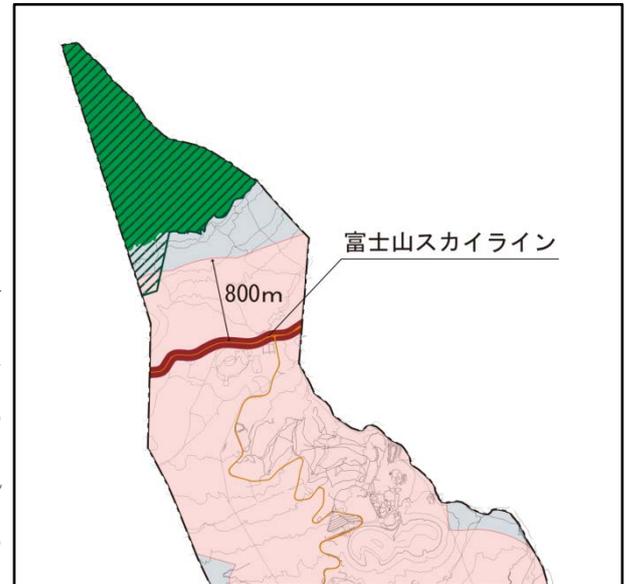
## 〔県道富士公園太郎坊線（富士山スカイライン）沿道〕

### ■対象地案

- ・ 県道富士公園太郎坊線（富士山スカイライン）の路端から 50m の等距離線の範囲内

### ■屋外広告物の基本方針案

- ・ 富士山スカイラインの愛称で知られ、富士山の富士宮口五合目に通じており、沿道にはさまざまな樹木が生い茂り、四季折々の自然を眺めることができることから、これら自然景観を阻害しないよう屋外広告物の誘導を図ります。



## (2) その他の施策案

### ① 屋外広告物掲出状況実態調査

- ・ 条例の適正な運用にあたり必要な屋外広告物の実態調査を行います。
- ・ 調査は市内の全ての屋外広告物を対象として、申請の有無、あるいは規制内容に適合しているかどうかなどについて確認します。

### ② 野立て案内図板の集約化の推進

- ・ 景観に優れている地域では屋外広告物の設置数や情報量を必要最小限にすることが、景観向上につながっていきます。野立て案内図板を集約化する市独自の仕組みを研究します。
- ・ 案内図板の規模、形態、色彩などは、周辺景観との調和に配慮していきます。

### ③ 市屋外広告物条例制定に関する案内通知の発送

- ・ 市屋外広告物条例が制定されたことを、広告主や屋外広告物業者に案内通知し、当該条例の内容の周知を図るとともに、屋外広告物の掲出の申請率向上を図ります。
- ・ この案内通知は、違反広告物や未申請物件に対して是正勧告するものではなく、すべての広告主や屋外広告物業者に同じ内容文書を発送することとします。

#### ④ 優良屋外広告物表彰制度

- ・本市の景観との調和に優れているもの、あるいは地域性が感じられ、市内の優良モデル的となりうる屋外広告物に対して表彰する制度の創設を検討します。
- ・受賞物件に関しては、優良なデザインや素材でまとめられた優良意匠屋外広告物として指定し、奨励します。

#### ⑤ 市民による屋外広告物パトロールボランティア制度の創設

- ・効率的な屋外広告物行政の推進のために、市民ボランティアが市内の屋外広告物の掲出状況を巡回する仕組みを検討します。
- ・市民から公募されたボランティアや町内会、市民団体が、市担当課との連携のもと、市内の屋外広告物の掲出状況を確認します。
- ・巡回は定期的に行うとともに、複数の組織と役割分担して巡回を実施します。
- ・巡回においては、未申請物件や明らかな違反物件を把握するものとし、市は巡回の報告を受け、申請勧告や是正勧告を行います。
- ・巡回時においては、はり紙・はり札などの簡易広告物を撤去する権限を与えます。
- ・将来的には景観整備機構の設立をめざし、巡回や実態調査の委託へと移行することを目指します。

#### ⑥ 屋外広告物に関する各種情報発信

- ・本市の屋外広告物行政に関する市民、広告主、屋外広告物業者等の意識の向上を図るために、屋外広告物条例、掲出に関する地域区分、基準等について、多様な手法によって情報発信を行います。
- ・市屋外広告物条例、地域区分、基準などの内容を説明するパンフレット等を作成するとともに、市HPなどに掲載します。
- ・本市の景観と調和する屋外広告物の創出のために、推奨する屋外広告物のあり方を示すガイドブックを作成します。
- ・町内会組織等を主な対象とした屋外広告物に関する説明会などを開催します。

#### ⑦ 屋外広告物の県や近隣市町と連携による啓発活動

- ・三県合同違反広告物一斉撤去キャンペーンや屋外広告物適正化旬間等にあわせ、条例の普及並びに市民や企業が景観に配慮した屋外広告物を掲出する意識の向上を図るための啓発活動等を行います。

## 《参考資料》

### ■周辺市町における規制状況

#### ○特別規制地域等の設置基準

		静岡県	裾野市	富士市	富士宮市	三島市	御殿場市	沼津市
1	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び風致地区	○	○	○ 風致地区除く	○	○	○ 風致地区除く	○
2	文化財保護法により指定された地域	○	○	○	○	○	○	○
3	静岡県文化財保護条例により指定された地域	○	○	○	○	○	○	○
4	保安林のうち指定する区域	○	○	○	○			○
5	自然環境保全地域のうち指定する区域	○	○	○	○			○
6	道路及び鉄道のうち指定する区間	○	○	○	○	○	○	○
7	前号に規定する区間から1,000m以内の地域のうち指定する区域	○	○	○	○	○	○ 1,500m	○
8	都市公園法に規定する公園又は緑地の区域	○	○	○	○	○	○	○
9	河川、湖沼、海岸又はこれらから200m以内の地域のうち、指定する区域	○	○ 湖沼・海岸 除く		○			○
10	静岡空港の区域のうち指定する区域及び当該区域の周囲500m以内の地域	○						
11	官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内	○	○	○	○	○	○	○
12	市文化財保護条例に指定された区域		○	○	○		○	○
13	景観法に規定する景観重要公共施設・景観重要建造物・景観重要樹木などの周囲50m			○	○		○	○
14	自然公園法により指定された地域のうち指定された区域				○			
15	市自然環境保全に係る条例に指定された区域				○			
16	景観計画に定める重点地区・屋外広告物誘導地区など				○		○	
17	市長が指定する地域・場所							○

※○：設置基準に含まれるもの

○普通規制地域等の設置基準

		静岡県	裾野市	富士市	富士宮市	三島市	御殿場市	沼津市
1	用途地域	○		○	○			○
2	道路及び鉄道のうち指定する区間	○		○	○			○
3	前号に規定する区間から1,500m以内の地域のうち指定する区域	○		○	○			○
4	河川、湖沼、海岸又はこれらから500m以内の地域のうち、指定する区域	○		○	○			○
5	特別規制地域以外の地域又は場所		○			○	○	○

※○：設置基準に含まれるもの

○適用除外の基準（別表1：個別基準）「静岡県条例と周辺市条例との比較」

		静岡県						
		第1種 特別規制地域	第2種 特別規制地域	第1種 普通規制地域	第2種 普通規制地域	特別規制地域及び 普通規制地域以外		
1. 広告塔、 広告板その他これらに類するもの	(1) 野立てのもの	(ア) 広告塔 10m以下、広告板 5m以下 (イ) 30㎡以下、 広告塔 1面 30㎡以下	(ア) 広告塔 15m以下、広告板 5m以下 (イ) 30㎡以下、 広告塔 1面 30㎡以下					
	(2) 建築物を利用するもの	屋上に設置するもの	(ア) 建築物の高さの2/3以下、かつ5m以下 (イ) 壁面から突き出ないもの (ウ) 木造建築物の棟に設置しない	(ア) 建築物の高さの2/3以下、かつ10m以下 (イ) 壁面から突き出ないもの (ウ) 木造建築物の棟に設置しない	(ア) 建築物の高さの2/3以下、かつ15m以下 (イ) 壁面から突き出ないもの (ウ) 木造建築物の棟に設置しない			
	壁面から突き出すもの	(ア) 1面 20㎡以内、外壁からの出幅 1.5m以下 (イ) 下端は歩車道区別道路 2.5m以上、区別ない道路 4.7m以上 (ウ) 上端は壁面を越えない			(ア) 外壁からの出幅 1.5m以下 (イ) 下端は歩車道区別道路 2.5m以上、区別ない道路 4.7m以上 (ウ) 上端は壁面を越えない			
	壁面を利用するもの	(ア) 1面 300㎡未満は、壁面面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡ (イ) 1面 300㎡以上は、壁面面積の1/10以内。ただし、1/10が60㎡未満は60㎡ (ウ) 壁面の端から突き出さない (エ) 窓その他の開口部を覆わない			(ア) 1面は、壁面面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡ (イ) 壁面の端から突き出さない (ウ) 窓その他の開口部を覆わない			
	(3) 工物等を利用するもの	塀を利用するもの	(ア) 1面 300㎡未満は、塀面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡ (イ) 1面 300㎡以上は、塀面積の1/10以内。ただし、1/10が60㎡未満は60㎡ (ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ない			(ア) 1面は、壁面面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡ (イ) 塀の上端及び両側端から突き出ない		
	アーケードに添加するもの				(ア) 縦 0.4m以下、横 1.35m以下、幅 0.3m以下、同一街区 内は同一規格 (イ) 下端は地上 2.5m以上			
	電柱、街灯柱その他これらに類するもの	(ア) 突き出すもの ・縦 1.2m以下、横 0.4m以下 ・下端は歩車道区別道路 2.5m以上、区別ない道路 4.7m以上 ・1本につき1個 (イ) 巻き付けるもの ・1本当たり 1㎡以内						
	消火栓標識柱を利用するもの	(ア) つり下げもの ・縦 0.4m以下、横 0.8m以下 ・下端は歩車道区別道路 2.5m以上、区別ない道路 4.7m以上 ・1本につき1個						
	2. はり紙、はり札、立看板 その他これらに類するもの	壁面及び塀を利用するもの	(ア) 1面 300㎡未満は、壁面又は塀面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡ (イ) 1面 300㎡以上は、壁面又は塀面積の1/10以内。ただし、1/10が60㎡未満は60㎡ (ウ) 壁面の端から突き出さない、かつ、窓その他の開口部を覆わない (エ) 塀の上端及び両側端から突き出ない			(ア) 壁面又は塀面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡ (イ) 壁面の端から突き出さない、かつ、窓その他の開口部を覆わない (ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ない		
	3. その他の広告物等	アドバルーン	(ア) 縦 20m以下、横 1.5m以下、ロープ長は取付箇所から 50m以下					
広告幕及び広告網		(ア) 道路横断するもの…1m以下、下端 5m以上 (イ) 壁面又は塀を利用するもの ・1面 300㎡未満は、壁面又は塀面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡ ・1面 300㎡以上は、壁面又は塀面積の1/10以内。ただし、1/10が60㎡未満は60㎡ ・壁面の端から突き出さない、かつ、窓その他の開口部を覆わない ・塀の上端及び両側端から突き出ない			(ア) 道路横断するもの…1m以下、下端 5m以上 (イ) 壁面又は塀を利用するもの ・壁面又は塀面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡ ・壁面の端から突き出さない、かつ、窓その他の開口部を覆わない ・塀の上端及び両側端から突き出ない			
	のぼり	(ア) 1本当たり、1面 2㎡以内 (イ) 道路の区域及び路端から 5m以内に表示、設置の場合、相互間隔 5m以上						

○適用除外の基準（別表1）「静岡県条例と周辺市条例との比較」

		裾野市	富士市	富士宮市 (自然公園規制地域 除く)	三島市	御殿場市	沼津市	
1. 広告塔、 広告板その他これらに類するもの	(1) 野立てのもの			・広告塔 8 (10) m、 広告板 5m以下、15 ㎡以下、広告塔 1 面 15 ㎡以下		・高さ 5m以下、15 ㎡ 以内 ・御殿場駅周辺地区は 12m以下		
	(2) 建築物を利用するもの	屋上に設置 するもの		・特2・普 1は7m 以下 ・普2・そ れ以外 は10m 以下		・特1は地上48m以 下、横の長さが高さ 以上 ・それ以外はすべて 10m以下、地上48 m以下、横の長さが 高さ以上	・掲出不可 ・御殿場駅周辺地区地 上18・15・12m以 下 ・横は高さ以上 ・1文字は縦横2m以 内 ・屋根直書き不可	・普1は 建築物 の高さ の2/3 以下、 かつ10 m以下
		壁面から突 き出すもの			・表示面積1面15㎡ 以内		・すべての地域で面積 基準なし	
		壁面を利用 するもの					・1面150㎡以上は30 ㎡以内 ・禁止地域でも、壁面 面積の1/5以内、15 ㎡未満は15㎡	
	(3) 工作物等を利用するもの	塀を利用す るもの					・1面150㎡以上は30 ㎡以内 ・禁止地域でも、塀面 積の1/5以内、15 ㎡未満は15㎡	
		アーケード に添加する もの						
		電柱、街灯 柱その他こ れらに類す るもの						
		消火栓標識 柱を利用す るもの						
	2. はり紙、はり札、立看板 その他これらに類するもの	壁面及び塀を利用するもの					・1面150㎡以上は30 ㎡以内 ・許可地域すべて、県 条例禁止地域の規制 内容	
	3. その他の広告物等	アドバルーン					・特1掲出不可	
広告幕及び広告 網					・その他のものは、幅 1.5m以下、1面30 ㎡以内	・すべての地域で県条 例許可地域の規制 内容 ・その他のものは、幅 1.5m以下、1面30 ㎡以内		
のぼり								

※静岡県条例からの変更点を記載 変更のない場合は空欄

○普通規制地域の許可の基準【第5条】(別表2：個別基準)「静岡県条例と周辺市条例との比較」

		静岡県	
		第1種普通規制地域	第2種普通規制地域
1. 広告塔、 広告板その他これらに類するもの	(1) 野立てのもの	<p>ア イの地域以外の地域</p> <p>(ア) イ以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告塔 15m以下、広告板 5m以下</li> <li>・ 30㎡以下、広告塔 1面 30㎡以下</li> </ul> <p>(イ) 道路法施行令による標識</p> <p>イ 道路及び鉄道から100m未満の地域</p> <p>(ア) 道標、案内図板その他公衆の利便に供する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所等へ案内するために表示・設置する</li> <li>・ 案内図板等から事業所等の敷地まで10km以内</li> <li>・ 別の案内図板等からの距離</li> <li>・ 地上5m以下</li> <li>・ 5㎡以内、かつ片面のみ(状況により裏面可)</li> <li>・ 動光、点滅照明、ネオン照明、光源露出不可</li> <li>・ 地図又は矢印の表示</li> <li>・ 案内表示が1/3以上、かつ、写真・絵に重ねた表示不可</li> <li>・ 地の彩度8以下、明度3以上</li> <li>・ 5以上の場合15㎡以内、1者当たり3㎡以内、かつ片面のみ(状況により裏面可)</li> </ul> <p>(イ) 道路法施行令による標識</p> <p>(ウ) 自家広告物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告塔 15m以下、広告板 5m以下</li> <li>・ 30㎡以下、広告塔 1面 30㎡以下</li> </ul>	<p>(ア) イ以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告塔 15m以下、広告板 5m以下</li> <li>・ 30㎡以下、広告塔 1面 30㎡以下</li> </ul> <p>(イ) 道路法施行令による標識</p>
	(2) 建築物を利用するもの	<p>(ア) 建築物の高さの2/3以下、かつ15m以下</p> <p>(イ) 壁面から突き出さないもの</p> <p>(ウ) 木造建築物の棟に設置しない</p>	
	壁面から突き出すもの	<p>(ア) 1面 20㎡以内、外壁からの出幅 1.5m以下</p> <p>(イ) 下端は歩車道区別道路 2.5m以上、区別ない道路 4.7m以上</p> <p>(ウ) 上端は壁面を越えない</p>	<p>(ア) 外壁からの出幅 1.5m以下</p> <p>(イ) 下端は歩車道区別道路 2.5m以上、区別ない道路 4.7m以上</p> <p>(ウ) 上端は壁面を越えない</p>
	壁面を利用するもの	<p>(ア) 1面 300㎡未満は、壁面面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡</p> <p>(イ) 1面 300㎡以上は、壁面面積の1/10以内。ただし、1/10が60㎡未満は60㎡</p> <p>(ウ) 壁面の端から突き出さない</p> <p>(エ) 窓その他の開口部を覆わない</p>	<p>(ア) 1面は、壁面面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡</p> <p>(イ) 壁面の端から突き出さない</p> <p>(ウ) 窓その他の開口部を覆わない</p>
	(3) 工作物等を利用するもの	<p>塀を利用するもの</p> <p>(ア) 1面 300㎡未満は、塀面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡</p> <p>(イ) 1面 300㎡以上は、塀面積の1/10以内。ただし、1/10が60㎡未満は60㎡</p> <p>(ウ) 塀の上端及び両側端から突き出さない</p>	<p>(ア) 1面は、壁面面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡</p> <p>(イ) 塀の上端及び両側端から突き出さない</p>
	アーケードに添加するもの	<p>(ア) 縦 0.4m以下、横 1.35m以下、幅 0.3m以下、同一街区区内は同一規格</p> <p>(イ) 下端は地上 2.5m以上</p>	
	電柱、街灯柱その他これらに類するもの	<p>(ア) 突き出すもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縦 1.2m以下、横 0.4m以下</li> <li>・ 下端は歩車道区別道路 2.5m以上、区別ない道路 4.7m以上</li> <li>・ 1本につき1個</li> </ul> <p>(イ) 巻き付けるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1本当たり 1㎡以内</li> </ul>	
	消火栓標識柱を利用するもの	<p>(ア) つり下げのもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縦 0.4m以下、横 0.8m以下</li> <li>・ 下端は歩車道区別道路 2.5m以上、区別ない道路 4.7m以上</li> <li>・ 1本につき1個</li> </ul>	

○普通規制地域の許可の基準【第5条】(別表2：個別基準)「静岡県条例と周辺市条例との比較」

		裾野市	富士市	富士宮市(自然公園 規制地域除く)	三島市	御殿場市	沼津市	
1. 広告塔、 広告板その他これらに類するもの	(1) 野立てのもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告塔 15m、広告板 5m以下</li> <li>・ 30㎡以下、広告塔1面 30㎡以下</li> <li>・ 道路法施行令による標識</li> </ul>	自家広告物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告塔 15m、広告板 5m以下</li> <li>・ 30㎡以下、広告塔1面 30㎡以下</li> <li>それ以外のもの</li> <li>・ 5m以下</li> <li>・ 1面 5㎡以内、1個当たり 10㎡以内。5以上の場合、1面 15㎡以内、1個当たり 30㎡以内</li> <li>・ 道路法施行令による標識</li> </ul>	道標・案内図板その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5m以下</li> <li>・ 1面 5㎡以内、1個当たり 10㎡以内。5以上の場合、1面 15㎡以内、1個当たり 30㎡以内</li> <li>・ 道路法施行令による標識</li> <li>それ以外のもの</li> <li>・ 広告塔 15m、広告板 5m以下</li> <li>・ 30㎡以下、広告塔1面 30㎡以下</li> <li>・ 道路及び鉄道から 100m以上</li> </ul>	自家広告物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告塔 15m、広告板 5m以下</li> <li>・ 30㎡以下、広告塔1面 30㎡以下</li> <li>道標・案内図板その他</li> <li>・ 5m以下</li> <li>・ 1面 5㎡以内、1個当たり 10㎡以内。5以上の場合、1面 15㎡以内、1個当たり 30㎡以内</li> <li>・ 同一間の距離 10m以上</li> <li>・ 道路法施行令による標識</li> <li>それ以外のもの</li> <li>・ 広告塔 15m、広告板 5m以下</li> <li>・ 30㎡以下、広告塔1面 30㎡以下</li> <li>・ 道路及び鉄道から 100m以上</li> <li>・ 同一間の距離 10m以上</li> </ul>	自家広告物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御殿場駅周辺地区 12m以下</li> <li>それ以外のもの</li> <li>・ 道路法施行令による標識</li> <li>・ それ以外は、5m以下、1面 5㎡以内、2面以上は裏面が見えないように表示</li> </ul>		
	(2) 建築物を利用するもの	屋上に設置するもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普1は7m以下、普2は10m以下</li> </ul>		自家広告物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10m以下</li> <li>・ 地上 48m以下</li> <li>・ 横長さ&gt;高さ</li> <li>自家広告物以外</li> <li>・ 5m以下</li> <li>・ 地上 48m以下</li> <li>・ 30㎡以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普1は10m以下</li> <li>・ 御殿場駅周辺地区 18・15・12m以下</li> <li>・ 横長さ&gt;高さ</li> <li>・ 1文字は縦横 2m以内</li> <li>・ 屋根直書き不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普1は10m以下</li> </ul>
		壁面から突き出すもの						
		壁面を利用するもの			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普2は、1面 300㎡未満は、壁面面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡</li> </ul>			
	(3) 工作物等を利用するもの	塀を利用するもの			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普2は、1面 300㎡未満は、壁面面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡</li> </ul>			
		アーケードに添加するもの						
		電柱、街灯柱その他これらに類するもの						
		消火栓標識柱を利用するもの						

※静岡県条例からの変更点を記載 変更のない場合は空欄

○普通規制地域の許可の基準【第5条】（別表2：個別基準）「静岡県条例と周辺市条例との比較」

		静岡県	
		第1種普通規制地域	第2種普通規制地域
2. はり紙、はり札、立看板 その他これらに類するもの	壁面及び塀を利用するもの	(ア) 1面 300㎡未満は、壁面又は塀面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡ (イ) 1面 300㎡以上は、壁面又は塀面積の1/10以内。ただし、1/10が60㎡未満は60㎡ (ウ) 壁面の端から突き出さない、かつ、窓その他の開口部を覆わない (エ) 塀の上端及び両側端から突き出ない	(ア) 壁面又は塀面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡ (イ) 壁面の端から突き出さない、かつ、窓その他の開口部を覆わない (ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ない
	アドバルーン	(ア) 縦20m以下、横1.5m以下、ロープ長は取付箇所から50m以下	
3. その他の広告物等	広告幕及び広告網	(ア) 道路横断するもの…1m以下、下端5m以上 (イ) 壁面又は塀を利用するもの ・1面 300㎡未満は、壁面又は塀面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡ ・1面 300㎡以上は、壁面又は塀面積の1/10以内。ただし、1/10が60㎡未満は60㎡ ・壁面の端から突き出さない、かつ、窓その他の開口部を覆わない ・塀の上端及び両側端から突き出ない	(ア) 道路横断するもの…1m以下、下端5m以上 (イ) 壁面又は塀を利用するもの ・1面は、壁面又は塀面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡ ・壁面の端から突き出さない、かつ、窓その他の開口部を覆わない ・塀の上端及び両側端から突き出ない
	のぼり	(ア) 1本当たり、1面2㎡以内 (イ) 道路の区域及び路端から5m以内に表示、設置の場合、相互間隔5m以上	

○普通規制地域の許可の基準【第5条】(別表2：個別基準)「静岡県条例と周辺市条例との比較」

	裾野市	富士市	富士宮市(自然公園 規制地域除く)	三島市	御殿場市	沼津市
2. はり紙、はり札、立看板 その他これに類するもの			・普2は、1面300㎡ 未満は、壁面面積の 1/5以内。ただし、 1/5が15㎡未満は 15㎡			
3. その他の広告物等						
アドバルーン						
広告幕及び広告網				その他のもの ・幅1.5m以下 ・1面30㎡以内	・すべての地区で普1 の規制内容 その他のもの ・幅1.5m以下 ・1面30㎡以内	
のぼり						

※静岡県条例からの変更点を記載 変更のない場合は空欄

○特別規制地域の自家広告物等【第6条第4項】(別表2:個別基準)「静岡県条例と周辺市条例との比較」

		静岡県	
		第1種特別規制地域	第2種特別規制地域
1. 広告塔、広告板その他これらに類するもの	(1) 野立てのもの	・ 広告塔 10m以下、広告板 5m以下 ・ 30㎡以下、広告塔 1面 30㎡以下	・ 広告塔 15m以下、広告板 5m以下 ・ 30㎡以下、広告塔 1面 30㎡以下
	(2) 建築物を利用するもの	(ア) 建築物の高さの2/3以下、かつ5m以下 (イ) 壁面から突き出ないもの (ウ) 木造建築物の棟に設置しない	(ア) 建築物の高さの2/3以下、かつ10m以下 (イ) 壁面から突き出ないもの (ウ) 木造建築物の棟に設置しない
	壁面から突き出すもの	(ア) 1面 20㎡以内、外壁からの出幅 1.5m以下 (イ) 下端は歩車道区別道路 2.5m以上、区別ない道路 4.7m以上 (ウ) 上端は壁面を越えない	
	壁面を利用するもの	(ア) 1面 300㎡未満は、壁面面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡ (イ) 1面 300㎡以上は、壁面面積の1/10以内。ただし、1/10が60㎡未満は60㎡ (ウ) 壁面の端から突き出さない (エ) 窓その他の開口部を覆わない	
	(3) 塀を利用するもの	(ア) 1面 300㎡未満は、塀面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡ (イ) 1面 300㎡以上は、塀面積の1/10以内。ただし、1/10が60㎡未満は60㎡ (ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ない	
	電柱、街灯柱その他これらに類するもの	(ア) 突き出すもの ・ 縦 1.2m以下、横 0.4m以下 ・ 下端は歩車道区別道路 2.5m以上、区別ない道路 4.7m以上 ・ 1本につき1個 (イ) 巻き付けるもの ・ 1本当たり 1㎡以内	
消火栓標識柱を利用するもの	(ア) つり下げるもの ・ 縦 0.4m以下、横 0.8m以下 ・ 下端は歩車道区別道路 2.5m以上、区別ない道路 4.7m以上 ・ 1本につき1個		
2. はり紙、はり札、立看板その他これらに類するもの	壁面及び塀を利用するもの	(ア) 1面 300㎡未満は、壁面又は塀面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡ (イ) 1面 300㎡以上は、壁面又は塀面積の1/10以内。ただし、1/10が60㎡未満は60㎡ (ウ) 壁面の端から突き出さない、かつ、窓その他の開口部を覆わない (エ) 塀の上端及び両側端から突き出ない	
3. その他の広告物等	アドバルーン	(ア) 縦 20m以下、横 1.5m以下、ロープ長は取付箇所から 50m以下	
	広告幕及び広告網	(ア) 道路横断するもの…1m以下、下端 5m以上 (イ) 壁面又は塀を利用するもの ・ 1面 300㎡未満は、壁面又は塀面積の1/5以内。ただし、1/5が15㎡未満は15㎡ ・ 1面 300㎡以上は、壁面又は塀面積の1/10以内。ただし、1/10が60㎡未満は60㎡ ・ 壁面の端から突き出さない、かつ、窓その他の開口部を覆わない ・ 塀の上端及び両側端から突き出ない	
	のぼり	(ア) 1本当たり、1面 2㎡以内 (イ) 道路の区域及び路端から 5m以内に表示、設置の場合、相互間隔 5m以上	

○特別規制地域の自家広告物等【第6条第4項】(別表2:個別基準)「静岡県条例と周辺市条例との比較」

		裾野市	富士市	富士宮市(自然公園規制地域除く)	三島市	御殿場市	沼津市
1. 広告塔、広告板その他これらに類するもの	(1) 野立てのもの			・重点1・2・3は広告塔8・10・8m以下 ・15㎡・15・30以内、広告塔1面15・15・30㎡以内		・東山二の岡地区は5m以下 ・15㎡以内	
	(2) 建築物を利用するもの		・特1は30㎡以内 ・特2は7m以下、60㎡以内	・特2は5m以下	・地上48m以下 ・横の長さ>高さ	・東山二の岡地区は設置不可 ・横の長さ>高さ ・1文字は縦横2m以内	
	壁面から突き出すもの			・重点1・2は15㎡以内		・東山二の岡地区は15㎡以内	
	壁面を利用するもの					・東山二の岡地区は150㎡未満15㎡以内 ・150㎡以上30㎡以内	
	(3) 塀を利用するもの					・東山二の岡地区は150㎡未満15㎡以内 ・150㎡以上30㎡以内	
	電柱、街灯柱その他これらに類するもの						
消火栓標識柱を利用するもの							
2. はり紙、はり札、立看板 その他これらに類するもの	壁面及び塀を利用するもの					・東山二の岡地区は150㎡未満15㎡以内 ・150㎡以上30㎡以内	
3. その他の広告物等	アドバルーン					・東山二の岡地区は掲出不可	
	広告幕及び広告網				その他のもの ・幅1.5m以下 ・面積30㎡以内	・東山二の岡地区は150㎡未満15㎡以内 ・150㎡以上30㎡以内 その他のもの ・幅1.5m以下 ・面積30㎡以内	
	のぼり						

※静岡県条例からの変更点を記載 変更のない場合は空欄

○特別規制地域の案内図板【第6条第5項】(別表2：個別基準)「静岡県条例と周辺市条例との比較」

		静岡県
		第1種特別規制地域及び第2種特別規制地域
(1) 野立てのもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>・別の案内図板等からの距離</li> <li>・地上5m以下</li> <li>・3㎡以内、かつ片面のみ(状況により裏面可)</li> <li>・案内表示が1/3以上、かつ、写真・絵に重ねた表示不可</li> <li>・地の彩度8以下、明度3以上</li> <li>・5以上の場合10㎡以内、1者当たり2㎡以内、かつ片面のみ(状況により裏面可)</li> </ul>
類 その 他 これ らに を 利 用 す る もの	(1) 突き出すもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦1.2m以下、横0.4m以下</li> <li>・下端は歩車道区別道路2.5m以上、区別ない道路4.7m以上</li> <li>・1本につき1個</li> </ul>
	(2) 巻き付けるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1本当たり1㎡以内</li> </ul>
3. 消 火 栓 標 識 柱 を 利 用 す る もの	(1) つりさげるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦0.4m以下、横0.8m以下</li> <li>・下端は歩車道区別道路2.5m以上、区別ない道路4.7m以上</li> <li>・1本につき1個</li> </ul>

○特別規制地域の案内図板【第6条第5項】(別表2：個別基準)「静岡県条例と周辺市条例との比較」

		裾野市	富士市	富士宮市(自然公園 規制地域除く)	三島市	御殿場市	沼津市
(1) 野立てのもの			<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法施行令による標識</li> <li>それ以外のもの</li> <li>・1面 3㎡以内、1個 6㎡以内</li> <li>・5以上は1面 10㎡以内、1個 20㎡以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法施行令による標識</li> <li>それ以外のもの</li> <li>・1面 3㎡以内、1個 6㎡以内</li> <li>・5以上は1面 10㎡以内、1個 20㎡以内</li> <li>・誘導目的</li> <li>・最小限の内容</li> <li>・1面で効用なす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法施行令による標識</li> <li>それ以外のもの</li> <li>・1面 3㎡以内、1個 6㎡以内</li> <li>・5以上は1面 10㎡以内、1個 20㎡以内</li> <li>・同一内容の相互間 10m以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2以上は合計 10㎡以内、1者 2㎡以内</li> </ul>	
類 その 他 これ らに を 利 用 す る も の	2. 電柱、街灯柱 (1) 突き出すもの						
	(2) 巻き付けるもの						
3. 消火栓標識柱 (1) つりさげ るもの							

※静岡県条例からの変更点を記載 変更のない場合は空欄

# 裾野市屋外広告物基本計画

平成27年9月発行

編集・発行：裾野市まちづくり課

〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地